

I. はじめに

1. 本研究の目的と意義

近年,人口移動における国際化の流れが加速している。法務省(2009)が発表した登録外国人統計(表 09-99-01 号)によると,2009 年には,外国人は約 2,186 千人に達したとしている¹。また,同年度の日本統計年鑑の統計(法務省資料)によると,日本国内の全人口は約 127,510 千人で,外国人は日本国内の全人口の 1.71%を占めている。藤井(2007)によると,日本では戦後,外国人労働者の受け入れに一貫して慎重な姿勢である。日本政府は外国人労働者,特に「単純労働」に従事する外国人労働者を拒否し,日系外国人を除いて,単純労働に従事する外国人労働者の入国を認めていない。一方,日本経済調査協議会(2008)の『外国人労働者受け入れ政策の課題と方向—新しい受け入れシステムを提案する』では,「わが国をとりまく国内外の環境は大きく変化している。国外を見れば経済のグローバル化が進んで国際的な競争が激化しており,内を見れば今後総人口とともに,労働力自体も本格的に減少する時代に突入しつつある。このような変化の中で,わが国が活力のある経済を維持・形成していくためには,あらゆる方策を検討する必要がある」(p. i)と述べている。また,「わが国が活力のある経済を維持・形成するには,外国人労働力者の受け入れと活用を促進することは必要の課題である。外国人労働者の受け入れにあたっては,わが国にとっても,また外国人労働者にとっても望ましいものでなければならない。」(p.2)と示している。同書によると,日本政府は外国人単純労働力を拒否しながらも,外国人の高度人材をより積極的に受け入れる姿勢が必要であると提言されている。

今日,日本では外国人の高度人材が必要という事実は公に認められてきた。従来の「開国・鎖国論争」から今日の「専門的・技術的分野の外国人」と「高度人材」を積極的に受け入れ,「単純労働者」について厳しく制限していくという公認の基本方針へと転化した。しかしながら,日本政府が必要としているのは単純労働力ではなく,高度人材である。外国人労働者の現実的な問題は,外国人単純労働者に関する問題である。問題点が明確にされたが,外国人単純労働力の解決策はなかなか進んでいないといえる。積極的に受け入れるとしている高度人材(専門的・技術的分野)が 18 万人に留まっている一方,受け入れないこととなっている単純労働者あるいはそれに近い労働者が 65 万人以上存在している現状にある。加えて,事実上単純労働に従事していると考えられる外国人の数は急激に増加している。実際に日本が受け入れている外国人労働者は,いわゆる単純労働者が圧倒的に多いことが分かった²。

前述の通り,日本における外国人労働に関する特徴として,単純労働に従事する者が多いことがあげられる。また,彼ら(彼女ら)と日本人の間の格差が大きいことも特徴である。格差が示しているのは賃金だけでなく,就業環境の格差もある。「危険・汚い・きつい」と言われる 3K 仕事に従事している人が多い。不当な待遇の背景にある受入れ側の外国人労働者に対する偏見や差別意識である。多くの外国人労働者は社会の底辺で生活している。そして,日本社会では,女性は男性と平等な労働者として未だに認識されていない。雇用機会均等法施

行後も女性は低賃金労働や非正規職の不安定な仕事に就くことが多く。特に既婚女性は家事や保育の負担から、パート職に就くことが多い。既婚女性は家計の補助的収入を得るために就業することが多かったが、景気後退によって家計を支えるために働く女性が増加している。また普通職種として事務が多く、昇職が容易な総合職のほとんどには男性に就いている。この点においても移住してきた外国人女性たちは日本人女性と問題と同様の問題を抱えている。

外国人労働者と日本人労働者の間には国籍によって格差が存在している。そして、外国人労働者においても、男女間で格差がある。つまり、外国人女性労働者の場合には国籍差別だけでなく、性差別も含む複合的な差別が問題の根源にあると考えられる。同じ外国人労働者であっても、男女間で複数の格差が存在している。発展途上国の出身者が大部分の外国人女性は異なる文化的背景を持っており、それらによって生産労働における移住女性たちには就業上の困難や抑圧がさらに強まっている。そして、職場での問題も多い。竹信(2007)の『人身売買としての研修生問題』では(外国人)「女性は男性より暴行、セクシャルハラスメントなどの人権侵害の行為を受けやすい」,「(外国人)女性はおとなしく、不満があっても男性のように暴れないから安心だから需要が大きい」(p.5)と述べており、外国人女性のほうが被害を受けやすいことが分かった。

前述の通り、外国人労働者、特に外国人女性労働者の問題が深刻であり、このため、外国人女性労働者の実態を探ることが必要だと考えられる。そこで、本研究は外国人女性労働者の労働と生活の実態の把握を試みることである。

外国人労働者の大量流入によって、日本の経済に活力が注がれた。一方、外国人労働者の増加に伴う様々な社会問題も起こった。このことは研究者たちの関心を引いた。しかし、外国人労働者の立場から問題をとらえた研究は少なく、日本における外国人労働者の研究は1980年代から始まる。森(2002)による「日本における外国人労働者問題の研究動向」では1982年から今までに発行された文献から外国人就業の特徴を、4つの時期に区分した。

●第1期(1982年～1989年)

1980年代、フィリピンやタイなどから「興行ビザ」で入国し、性風俗業などで就労したアジア系女性外国人労働者であった。1985年のブラザ合意後に急速に進んだ円高を背景にアジア諸国からの男性労働者も増加しつつあった。日本の新しい外国人労働者問題が「ジャパゆきさん」から外国人労働者へ転化したのが、いわゆる「外国人労働者問題」として意識去れるまでには至らなかったと分かった。1980年以降外国人が急増した結果、1980年代後半から外国人問題に注目された。外国人労働者の急増について、受入れの是非をめぐって「開国・鎖国論争」が激しく行われるようになった。アジア系女性外国人労働者を扱った文献が、山谷(1985)『じゃばゆきさん—アジアは女性だ—』である。

●第2期(1990年～2000年)

1987年以前外国人女性は興行の不法労働問題が著しく外国人女性の不法労働者は外国人男性の不法労働者より多いという特徴がある。1980年代後半から、アジア諸国からの外

国人男性労働者が急増したことも影響して、不法労働者では男性人数は女性人数を超えた。1990年代にはその8割以上をアジア系男性労働者が占めている。この時期、アジア系外国人労働者の実態に関する現状分析と外国人労働者の受入屋国際労働力移動の理論研究に関する文献が多い。この時期、山本(1992)の『国際労働移動の経済学—外国人労働者の受入問題の基礎理論—』や高橋(1992)の『行こうか戻ろか出稼ぎジャポン』などの文献が挙げられる。受入政策について論争を展開した。不法労働問題を伴う、外国人労働者の権利問題も深刻化になった。不法労働者のため、無権利状態や低賃金で過酷な労働条件などが問題となった。この時期、外国人労働者の受入政策だけではなく、外国人の労働実態に関する研究も多い。例えば、江橋(1990)の『外国人労働者と人権』と佐藤(1992)の『外国人労働者の福祉と人権』では外国人労働者の福祉と人権問題の範囲について外国人の現状についてまとめ、外国人の生活現状と地方・政府はどういう福祉施設があるのかを明らかにしている。

1991年にバブルが崩壊し、日本経済は不況期を迎えた。この時期、外国人労働者・国際労働力移動に関する理論や現状を分析した研究書が多数発行された。労働省職業安定局外国人雇用対策課(1993)の『外国人雇用管理の最前線』と外国人雇用問題研究会編(1990)の『外国人雇用の実務』などの文献がある。

●第3期 (2000年～2010)

グローバルな視点から外国人労働者・国際労働力を扱った研究書が多く発行されたのがこの時期の特徴である。この時期、鈴木(2009)『日本で働く非正規滞在者』や伊藤(2008)「阜県における外国人労働者の実態と特徴—日系ブラジル人と中国人の比較」などの研究がある。

過去の30年には、外国人労働者の受入政策と外国人労働の実態及び非法労働について論じたものも数多くある。それらの研究では外国人労働者の総数について論じたものが多く、女性外国人労働者に関する研究はほとんどなく、レニー・トレンティーノ(2007)の「労働する主体としての移住女性」と鄭(2008)が女性の比率高い韓国系外国人を扱った程度である。サービス産業に就業する外国人女性の就業については研究事例があるが、外国人女性の労働者に関する記述している文献がほとんどない状況である。

また結婚移民の増加や多文化家族への関心も低い状況にあるが、それらについては一定程度研究がなされてきている。たとえば三本(2009)、新田・三本松(2010)などの研究がある。また、実態調査はすくないが、在日外国人女性を対象とした李(2004)もある。2000年代、数少ない外国人女性問題の研究では、ほとんどが女性の権利問題に焦点当てられていた。例えば、在日外国人女性のドメスティック・バイオレンス被害にたいする研究として、李(2004)は『在日外国人女性のメスティック・バイオレンス被害に対する社会的資源—その現象と課題』で外国人女性の受害現状などの問題点を導き出した。また、マリア・エスメラルダ・G(1996)は『日本人と結婚したフィリピン女性～その権利と闘い』で外国人女性の権利の問題に検討した。これまでの研究は外国人女性の権利問題の検討に重点がおかれていたが、外

国人女性の日常の労働と生活について、状況の把握と研究としては十分なものであると言うことができない。

外国人女性労働問題について研究が不十分の最大の理由は、外国人労働者に関する日本の公式統計が乏しいということが挙げられる。佐藤（2007）によると、「外国人労働者に関する日本の統計は貧弱である。一つは出入国管理にかかわる統計である。これは法務省入国管理局が把握している外国人の入国時点での在留資格から推測するデータである。在留外国人統計であって、労働市場に参入している外国人を在留資格から間接的に推測させる統計である。そして、労働市場を所管する厚生労働省自身もこの統計に依拠している。」と指摘している。上述のように、外国人労働者の統計は在留資格から間接的に推測させる統計が主となっている。しかしながら、「外国人配偶」はどれぐらい働いているか。それは推測できない。さらに、日系外国人は全員が働いているわけではなく、彼らの家族どれぐらい働いているか。その状況は依然として把握されてはいない。

もう一つは「外国人雇用状況報告制度」である。「労働省(現：厚生労働省)は外国人労働者の雇用状況を直接把握するために 1993 年から「外国人雇用状況報告制度」を開始した。外国人労働者の雇用事業所に公共職業安定所を通じて毎年一回の状況報告をもとめ統計に集約している。しかしながら、その制度の自身はいくつかの問題がある。公共職業安定所は管区の事業所に報告を依頼するわけであるが、事業所は報告の業務がない。報告しなくても許されるのである。報告しない事業所もあるので、外国人労働者の状況を正しく把握することは難しい」(pp.94-98)。外国人雇用に関する事実を正確に把握するために、平成 19 年 10 月 1 日から、全ての事業主に、外国人労働者（特別永住者を除く）の雇用または離職の際に当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間について確認し、厚生労働大臣へ届け出ることが義務付けた。それは外国人労働者の状況を正しく把握するための大前提条件になった。そこで、本研究は第一に、外国人労働者、特に外国人女性労働者の現状について私は既往研究の課題を整理し、就業に関する最新データを利用して、外国人女性労働者の労働実態の把握を試みたい。また、地理の立場(外国人女性の立地、分布などの視点)から外国人女性労働者に注目して研究を進める。更に、現在の政策についても検討をする。

2. 研究の目的と方法

1) 問題と目的

労働力の女性化は非正規の女性労働の拡大をもたらしている。また、労働力のグローバル化は企業経営の論理によって、より低賃金労働力の利用をグローバルな展開で引き起こしている。したがって外国人女性の労働の実態を解明することは労働力のグローバル化と労働力の女性化の一側面を解明することにつながると考える。

そこで、女性の外国人労働者の労働実態を解明するために、東広島市における外国人女性に対する労働と生活の実態を調査し、問題点や課題を明らかにすることを本研究の目的とする。

2) 研究方法

①統計資料を用いた定量的分析

外国人の就業状況や人口特性の概要を明らかにするために、国勢調査と広島県年鑑などのデータを利用し、情報をデータベース化し、住民属性などと組み合わせ、GIS（地理情報システム）を用いて地図化し、外国人就業に関する地域格差を分析する。

②アンケート調査とインタビュー調査を用いた定質的分析

東広島市において外国人女性を対象にしてアンケート調査を実施し、外国人女性の労働と生活の実態の概要を把握する。さらに、深い原因を明らかにするために、対面方式によるインタビュー調査をする。

研究対象地域の労働状態に関する地域概観をする。広島県における外国人労働者の分布がどのような空間構造を形成しているのか概観して東広島市における企業の立地特性と外国人労働者分布の特性を明らかにし、その問題点や課題について解明を試みる。

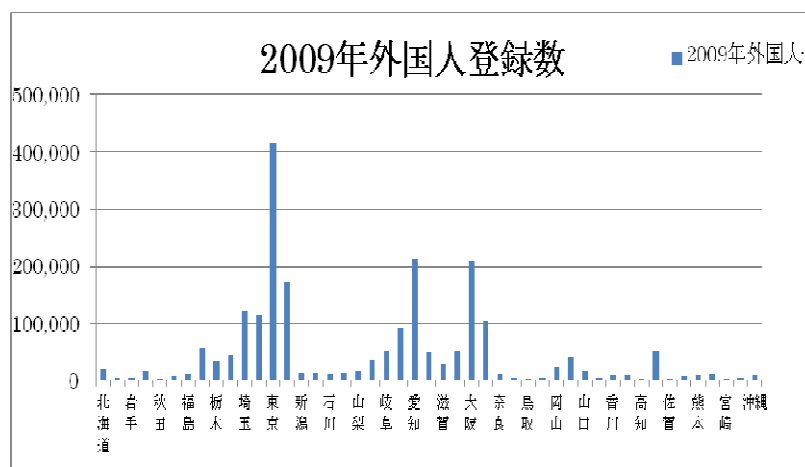
II.研究の内容

1. 広島県における外国人の動向

本章では、全国の外国人女性労働の状況を踏まえた上で、広島県における動向について分析を試みる。具体的には、広島県の外国人登録及び就業状況の分析を通して、広島県の外国人の分布と外国人労働者の動向に対する認識、理解を試みる。国勢調査などのデータを利用し、GISを用いて情報を地図化し、地域格差を分析する。これらの方法を用いて、始めに広島県の外国人の動向を明らかにする。

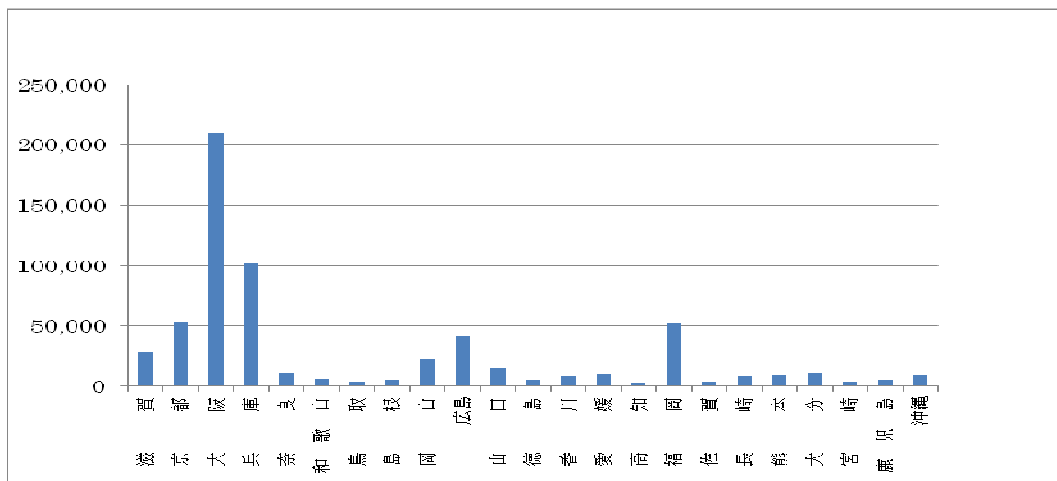
まず、法務省の外国人登録などのデータを利用して、広島県と日本全国の外国人登録状況を比較して、広島県の地域特徴を分析した。

図-1 日本 2009 年外国人登録数



外国人登録者数・2009年 筆者作成

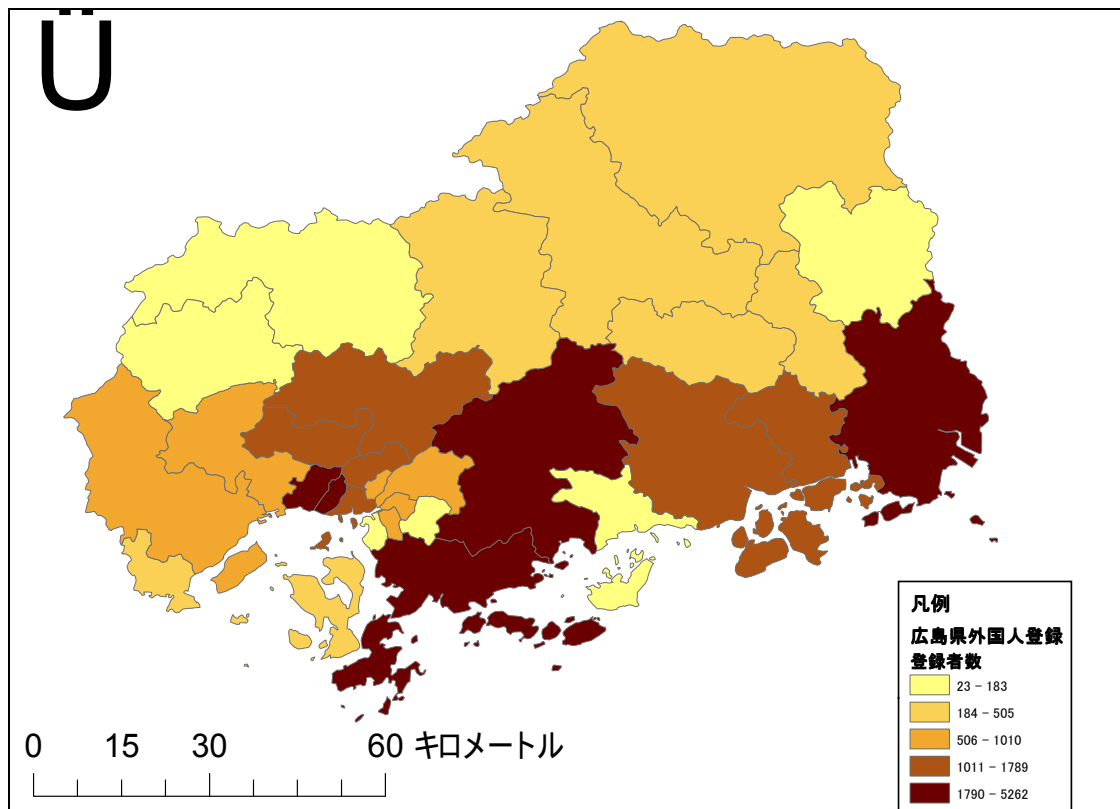
図-2 西日本 (2009年)外国人の分布



出典:外国人登録(2009年) 筆者作成

図-1 から,外国人の分布は地域差があると読み取れる。具体的には,東京都を含む関東圏,大阪府を含む関西圏,愛知県周辺の東海地方で登録者数が多いといえる。次に,図2を見ると,広島県は兵庫以西の県では福岡に次いで外国人登録数は2番目に多いことが分かった。

図-3 広島県外国人の分布

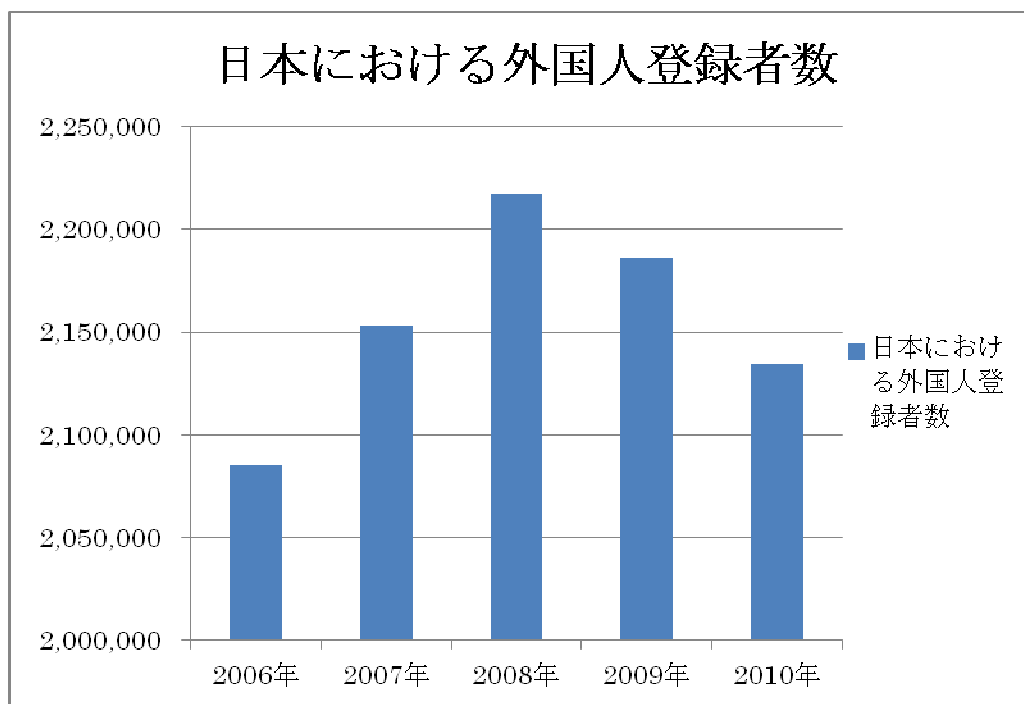


出典:「広島県内四市町別外国人登録者数の推移」(2009年)(筆者作成)

次に、図-3の「広島県外国人の分布図」が示すように、広島県の外国人は広島県南部に集中して分布している。平成21年の「広島県内四市町別外国人登録者数の推移」によると、県内の市町村では、広島市の外国人数が16,530人で最も多く次いで福山市は6,796人、東広島県は4,695人で三番目に位置している。これは製造業などの雇用機会のある南部の市町では外国人が多く、雇用機会が少ない北部では外国人が少ないためである。また、広島大学のキャンパスが1995年に東広島へ移転すると共に、東広島の外国人留学生も急増し、東広島市の外国人比率は増加した。

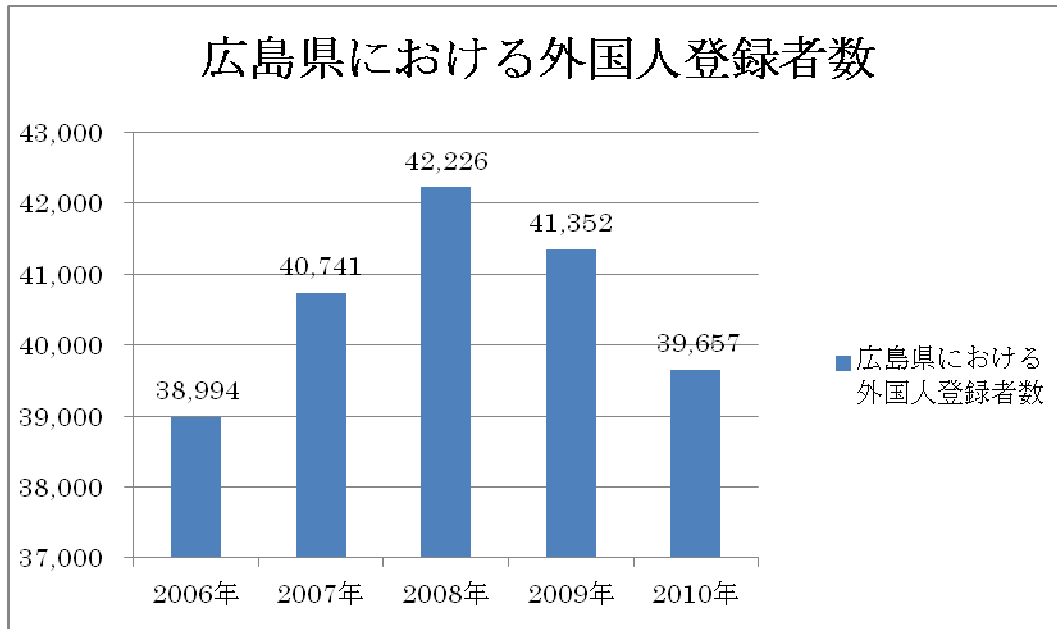
日本の2008年以降、経済の不況で2010年までの2年間、外国人登録者数は連続して減少している。では、広島県においても、他地域と同様に外国人登録数が減少しているのだろうか。また、広島県では外国人構成にはどんな特徴があるのだろうか。これらの点を踏まえた上で、広島県の外国人構成について分析を試みる。

図-4 日本における外国人登録者数(2006年～2010年)



出典：法務省・登録外国人者統計・統計表(2006年～2010年)
(筆者作成)

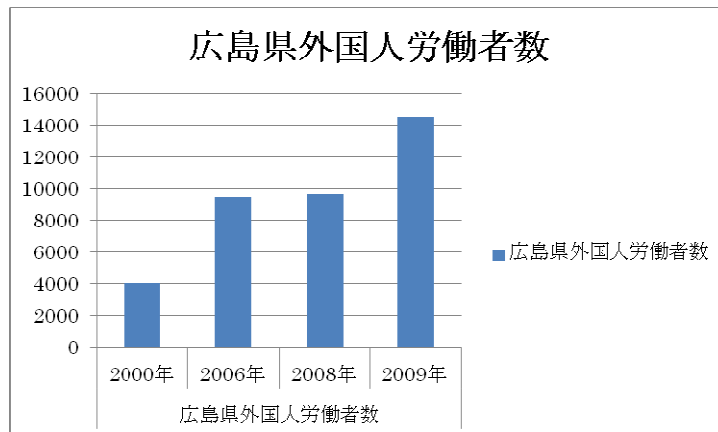
図-5 広島県における外国人登録者数(2006年～2010年)



出典:法務省・登録外国人者統計統計表(2006年～2010年)
(筆者作成)

図-5 から、日本全国における外国人数は、2009 年は 2008 年より 14%を減少し、2010 年は 2009 年よりさらに 24%減少したことがわかる。広島県も経済不況の影響を受けており、広島県における外国人数は 2008 年まで年々増加していたが、2009 年は 2008 年より外国人数は 21%減少した。2010 年は 2009 年よりさらに 4.1%減少した。全国と広島県の外国人登録数の比較から、2008 年以降の景気後退が深刻化した期間に、広島県の外国人数は大量に減少し、減少率は全国平均より大きいことがわかった。

図-6 広島県(2011)外国人労働者数

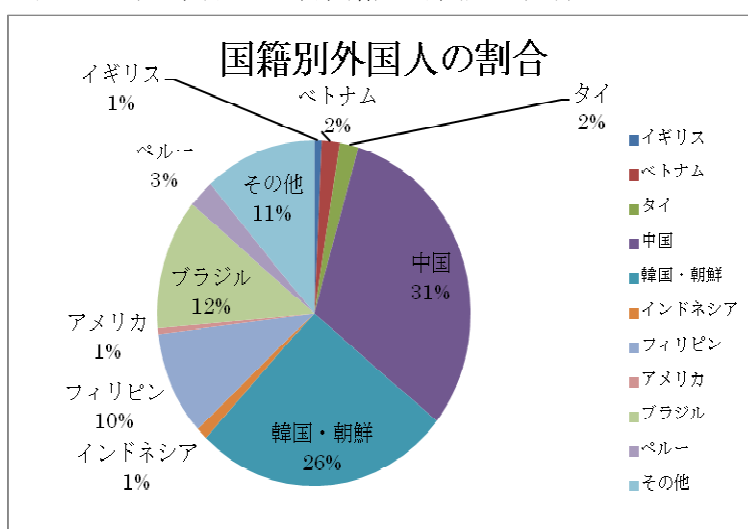


出典:「広島の統計」(2011) 筆者作

前章において外国人労働者数の変動は経済の状況と強い関係がないと述べたように、広島県は経済不況においても2008年の外国人労働者数は減少していなかった。むしろ、2009年は2008年より大幅に増加したことが分かった。これは滞在している外国人労働者は不況期でも減少しないのが主な原因と考えられる。

このように、広島県では経済不況においても、外国人労働者数は減少しなかったが、外国人登録者総数は減少している。ではどのような属性を持つ外国人が減少したのか。この点を明らかにするため、以下では国籍別の外国人割合、在留資格別の外国人割合などの視点からさらに分析を重ね、外国人の動向について考察する。

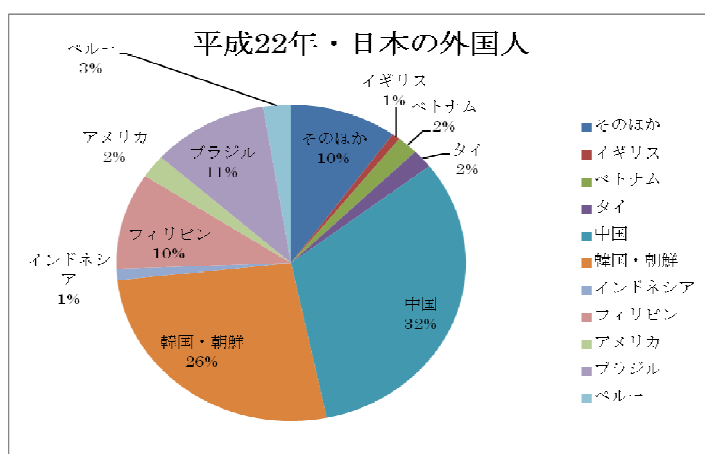
図-7 日本全国(2009年)国籍別外国人の割合



出典：法務省・「登録外国人統計・統計表」(2009年)

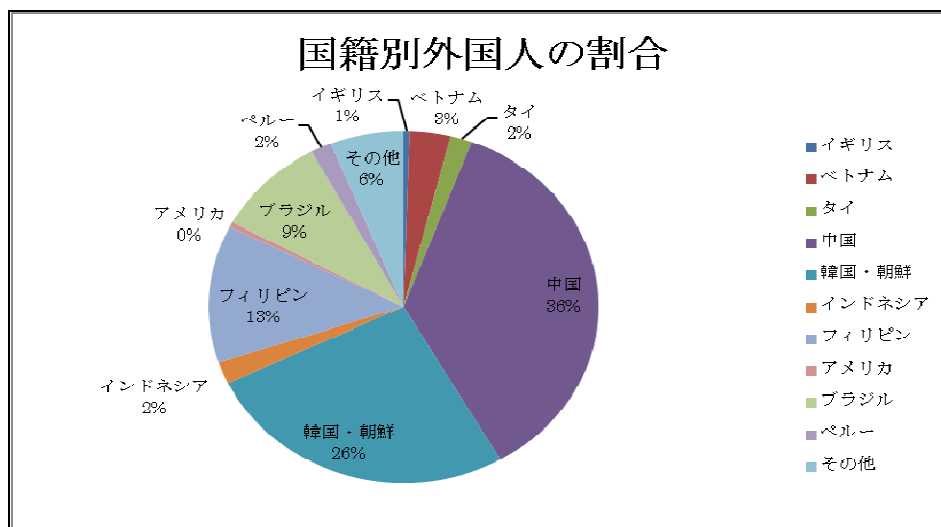
筆者作成

図-8 日本全国(2010年)国籍別外国人の割合



出典：法務省・「登録外国人統計・統計表」(2010年) 筆者作成

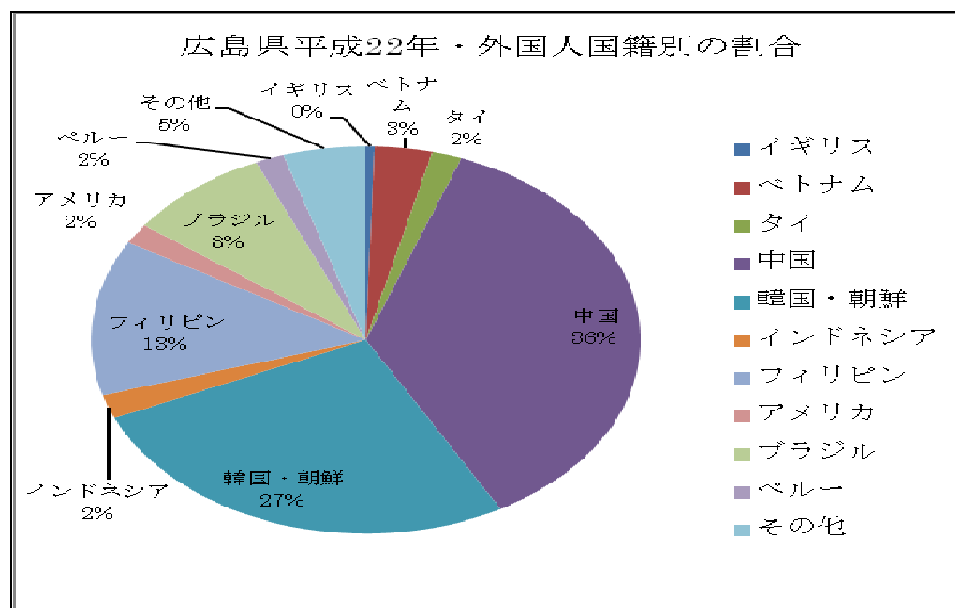
図-9 広島県(2009年)外国人登録者の国籍別割合



出典：法務省・「登録外国人統計統計表」(2009年)

筆者作成

図-10 広島県(2010年)外国人登録者の国籍別割合



出典：法務省・「登録外国人統計・統計表」(2010年)

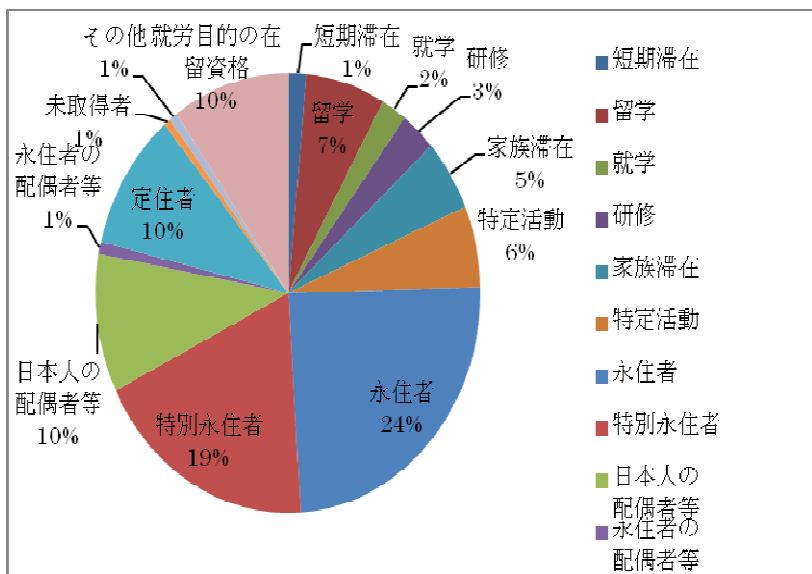
筆者作成

先ほども述べたように、不況に伴い広島県を含む全国で外国人登録数が減少している。図-9と図-10を見ると中国人・韓国人では減少の傾向はなく、ブラジル国籍では減少の傾向があると分かった。

図-8と図-10をみると、広島県ではブラジル人とペルー人合わせて10%を占め、全国の14%より少

ないと分かる。広島県の外国人におけるフィリピン人の割合は 12%を占め、全国の外国人におけるフィリピン人の割合は 10%である。国籍別からみると、広島県ではブラジル人、ペルー人が少ない一方、フィリピン人の割合が多いことが分かる。その原因を明らかにするため、在留外国人の在留資格の類別について分析を試みる。

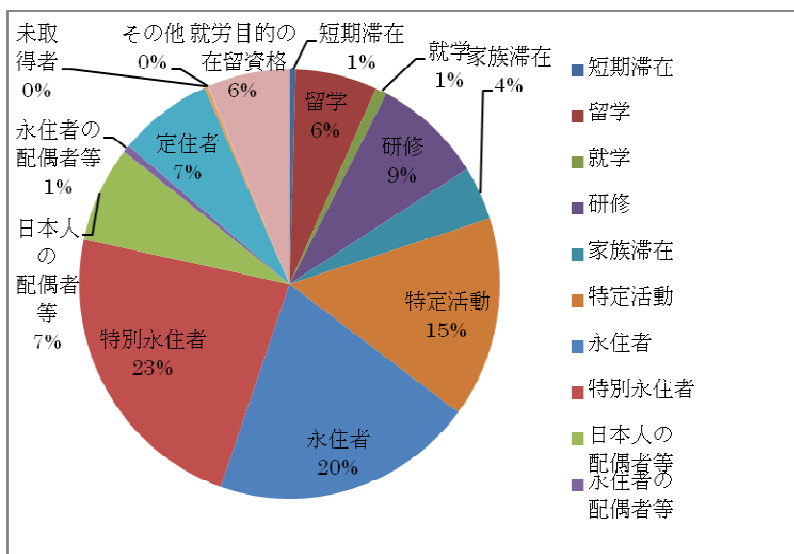
図-11 全国(2009年)在留資格の割合



出典：法務省・「登録外国人統計・統計表」(2009年)

筆者作成

図-12 広島県(2009年)外国人在留資格の割合

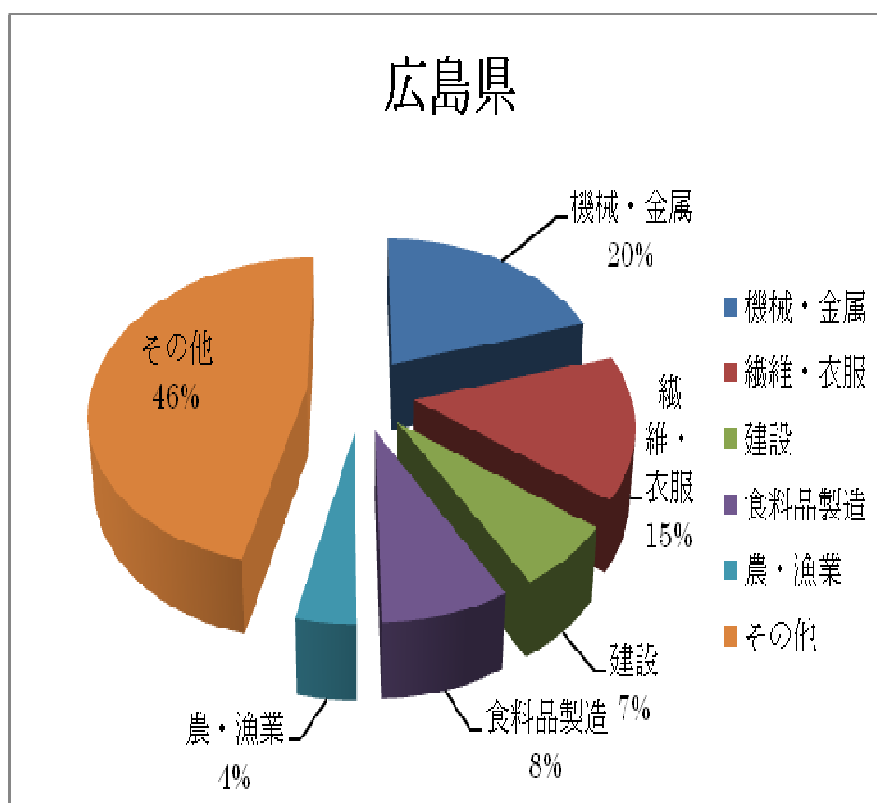


出典：法務省・「登録外国人統計・統計表」(2009年)

(筆者作成)

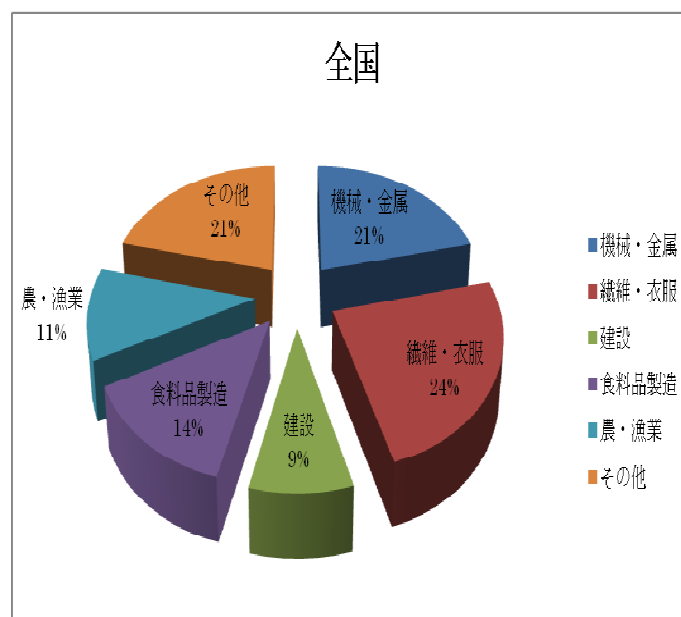
広島県では、在日韓国・朝鮮人の特別永住者と特定活動、研修などの在留資格者が多く、定住者、日本人の配偶者、その他の就労目的などの在留資格者が少ないことが分かった。全国では研修は3%を占めて、広島県は研修の割合は9%である。研修生・技能実習生の量的把握をするために、JITCO支援の2006年の研修生についてみると、第一位は愛知県の5136人、第2位が広島県の4329人であった。広島県の研修生総数は全国でも高い水準である。研修生のほとんどが実習生へ移行していく。2009年において、職種別では繊維・服が14032人(24%)で最大であり、国別では中国が45973人(79%)と圧倒的な割合を占めている(財団法人国際研修協力機構(JITCO)の調べ・平成21)。広島県では、技能実習移行申請者のうち、中国人は59%を占める。全国の平均値79%と比べると、中国人の比率が低いといえる。フィリピン人とベトナム人の比率は相対的に高い。そして技能実習移行の職種別から見ると、広島県では実習移行職種の46%はその他である。繊維・衣服業の実習移行は少ないことが分かる。

図-13 広島県(2009年)の産業構成



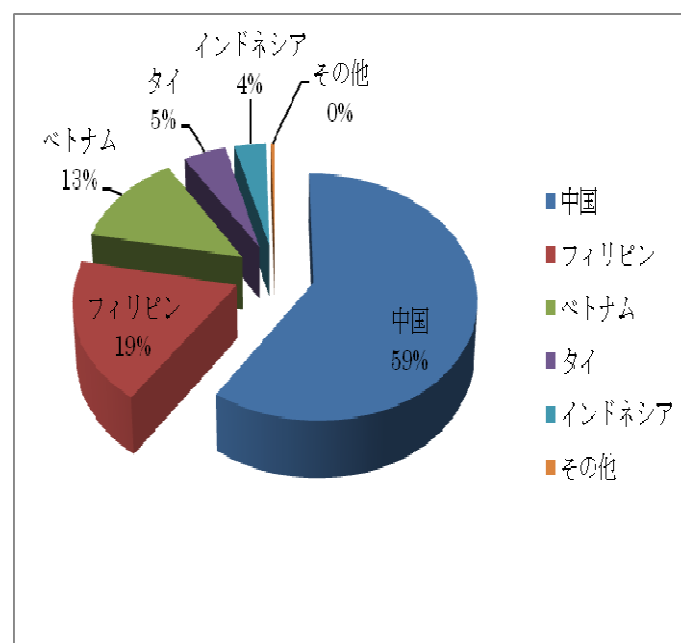
出典:「分類別技能実習移行申請者数」(2009年) 筆者作成

図-14 全国(2009年)産業構成



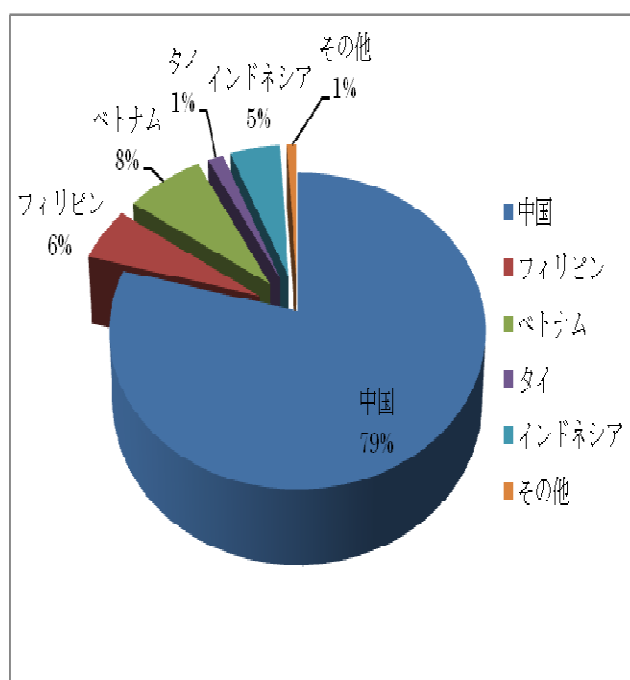
出典:「分類別技能実習移行申請者数」(2009年) 筆者作成

図-15 広島県(2009年)国籍別実習生構成比



出典:「分類別技能実習移行申請者数」(2009年) 筆者作成

図-16 全国(2009年)国別実習生構成比



出典:「分類別技能実習移行申請者数」(2009年) 筆者作成

上述のように、広島県では実習移行(研修から技能実習への移行)職種の46%は「その他」である。広島県においては、繊維工業・服製造業の中国人就業者は少ないと言える。

以上をまとめると、以下の5点となる。

- ①兵庫以西は福岡県を除いて広島県の外国人数が一番多い。
- ②全体的に見ると、外国人は広島県南部に集中し、北部が少ない。
- ③国籍別から見ると、広島県は日本全国と同じ、中国人と韓国・朝鮮人の比率が高いという共通点。
- ④広島県のフィリピン人が多くてブラジル人・ペルー人が少ないという特徴。
- ⑤広島県の産業構造との関係から、広島県の研修生・技能実習生の比率が高い。

2.東広島市における外国人の動向

人の分布は地域によって一定の特徴がある。この点に関しては、外国人労働者の分布と地域の産業構造などの関係性が深いと考えられる。この推測を検証するために、東広島市を例として分析を試みる。

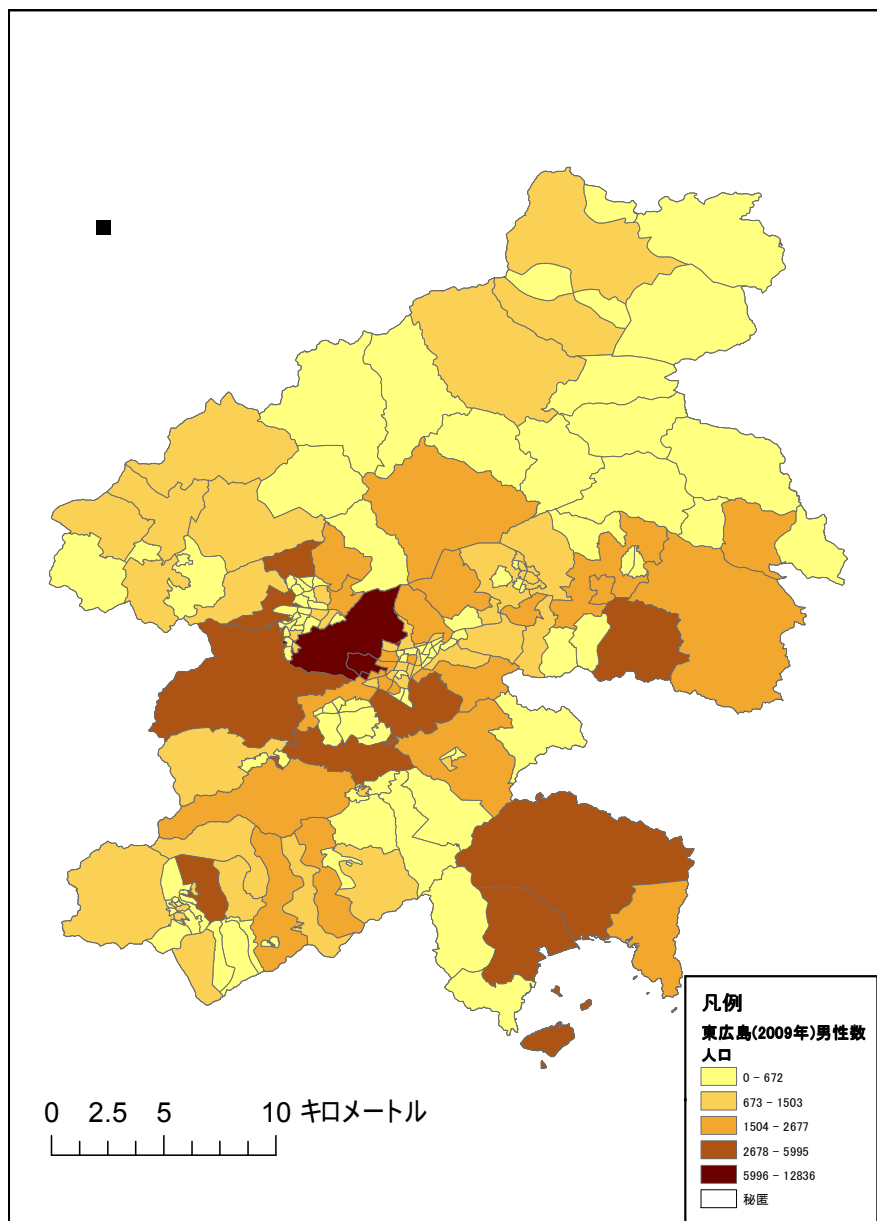
表-1 東広島市(2009)外国人在留資格の内訳

在留資格	計
教授	65
宗教	3
投資・経営	3
医療	1
研究	6
教育	17
技術	87
人文知識・国際業務	72
企業内転勤	17
興行	5
技能	23
文化活動	14
短期滞在	14
留学	964
就学	28
研修	283
家族滞在	464
特定活動	723
特別永住者	392
日本人の配偶者	289
永住者の配偶者	35
定住者	292
在留の資格なし	1
永住者	878
未取得	17
空欄	2
合計	4695

出典:東広島市 在留資格別人員調査表(2009年12月末)(注)

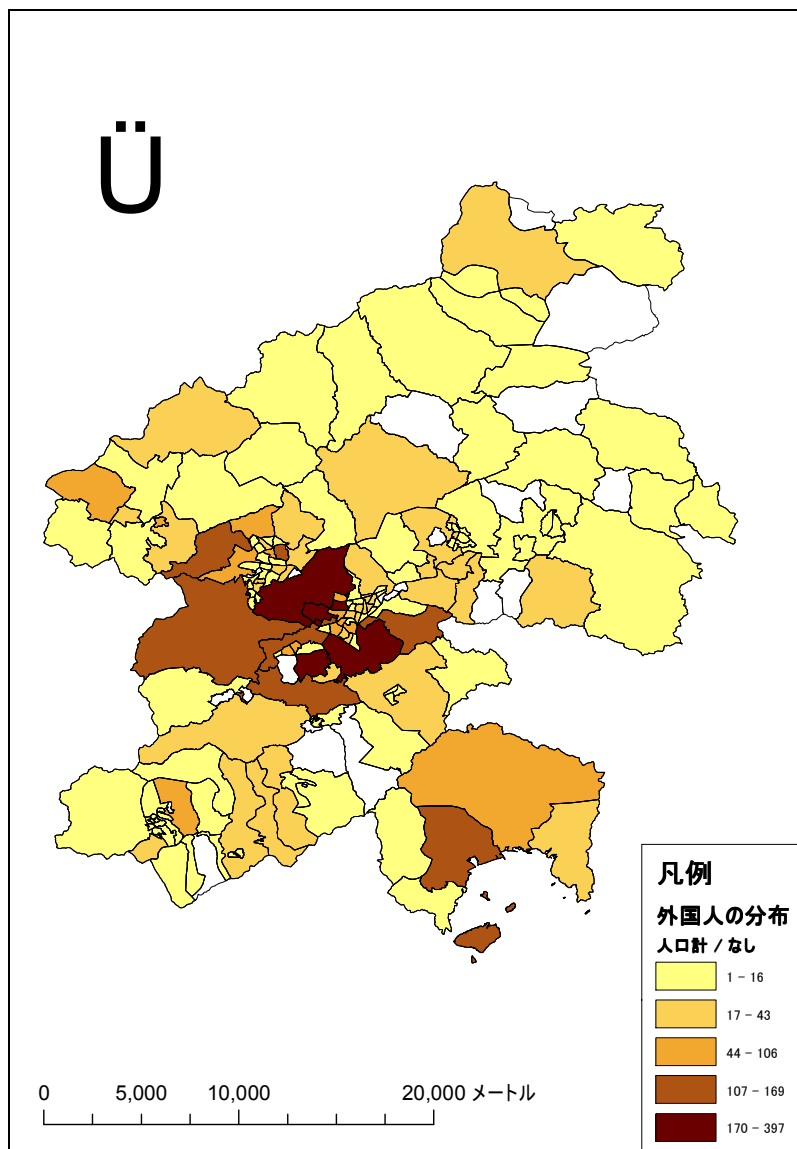
先述のように、東広島市は県内において、3 番目に外国人登録者数が多い市である。ではなぜ東広島市に外国人が集中しているのか。東広島市（市役所調査）の「在留資格別人員調査表」（2009 年 12 月末）を用いて解明を試みる。住民基本台帳・外国人登録（2009 年 9 月）によると、東広島の外国人の人数は 4667 人である。東広島市の全人口は約 17 万 8 千人であり。東広島市における外国人の割合は全人口の約 26%を占めている。これは全国平均値（1.71%）を上回る数値である。

図-17 東広島市(2009 年)人口分布図



出典：東広島市公式ホームページ・大字別人口(2009 年) 筆者作成

図-18 東広島市(2009年)外国人の分布



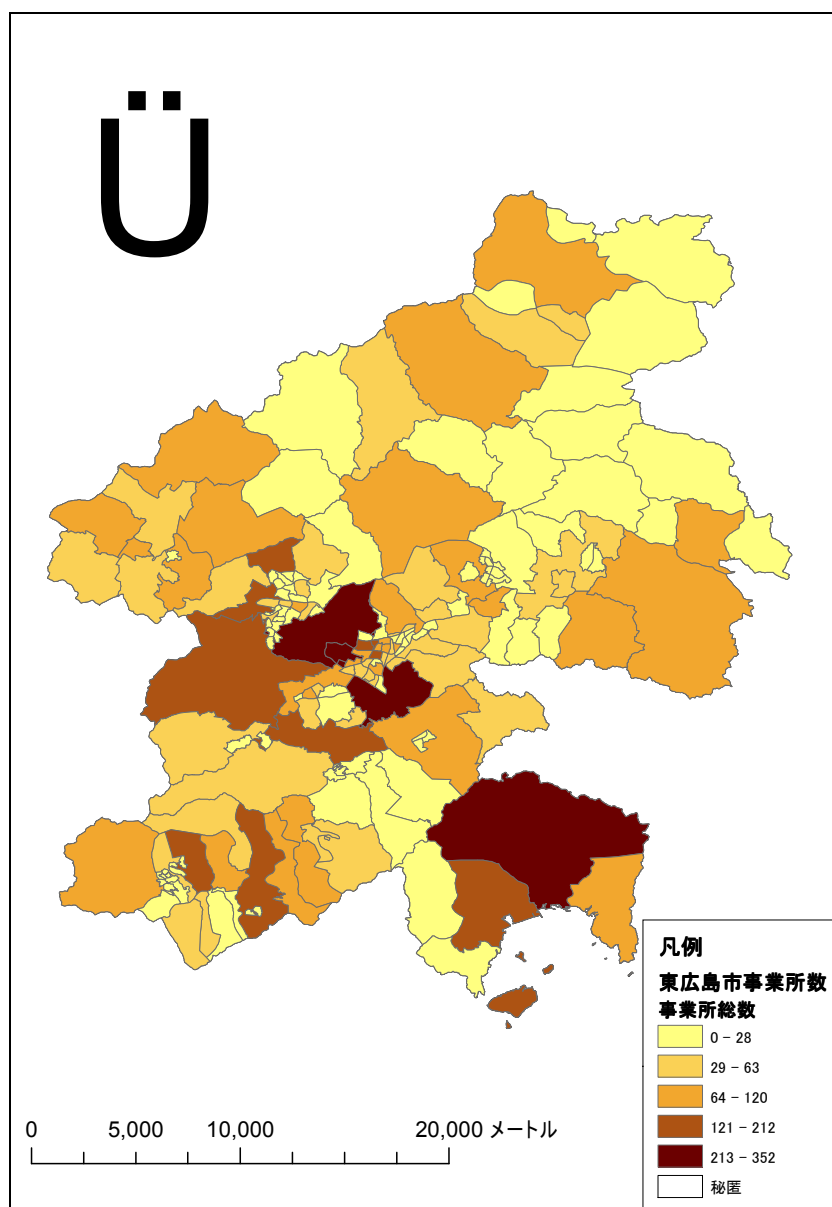
出典：東広島市世帯数・人口統計表(2009年) 筆者作成

図-18は東広島市の市役所提供(東広島市世帯数・人口統計表 2009年)のデータから、東広島市外国人の分布図を作成したものである。外国人は東広島市の西条西本町,西条町寺家,鏡山2丁目,八本松飯田などの所に集中している。西条は東広島市の中心部にあたり,就職機会が多いため,外国人が多いと考えられる。鏡山は広島大学の寮の所在地であるので,多くの留学生とその家族はその周辺で居住している。八本松町には工場が多く立地しているため,ブラジル人の労働者は八本松町に集中している。東広島市の外国人女性(工場労働者,自営業者,留学生)に対するインタビュー調査から,西条町寺家は家賃が安いいため好まれると分かった。安芸津町風早は造船所があり,ここで働いている外国人労働者が多い。

以上の分析から,外国人は工場が近距離の地域に集中することがわかった。その理由は,インタビュー調査から,外国人は住宅の選択について,家賃の安さが重視していることがわかった。

外国人労働者の分布と日本人の分布パターンはほぼ同じだったが,志和町別府のように,日本人が少なく,外国人が多く居住する地域もある。それは就業機会と産業の間に関係があると考えられる。

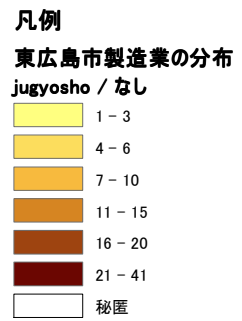
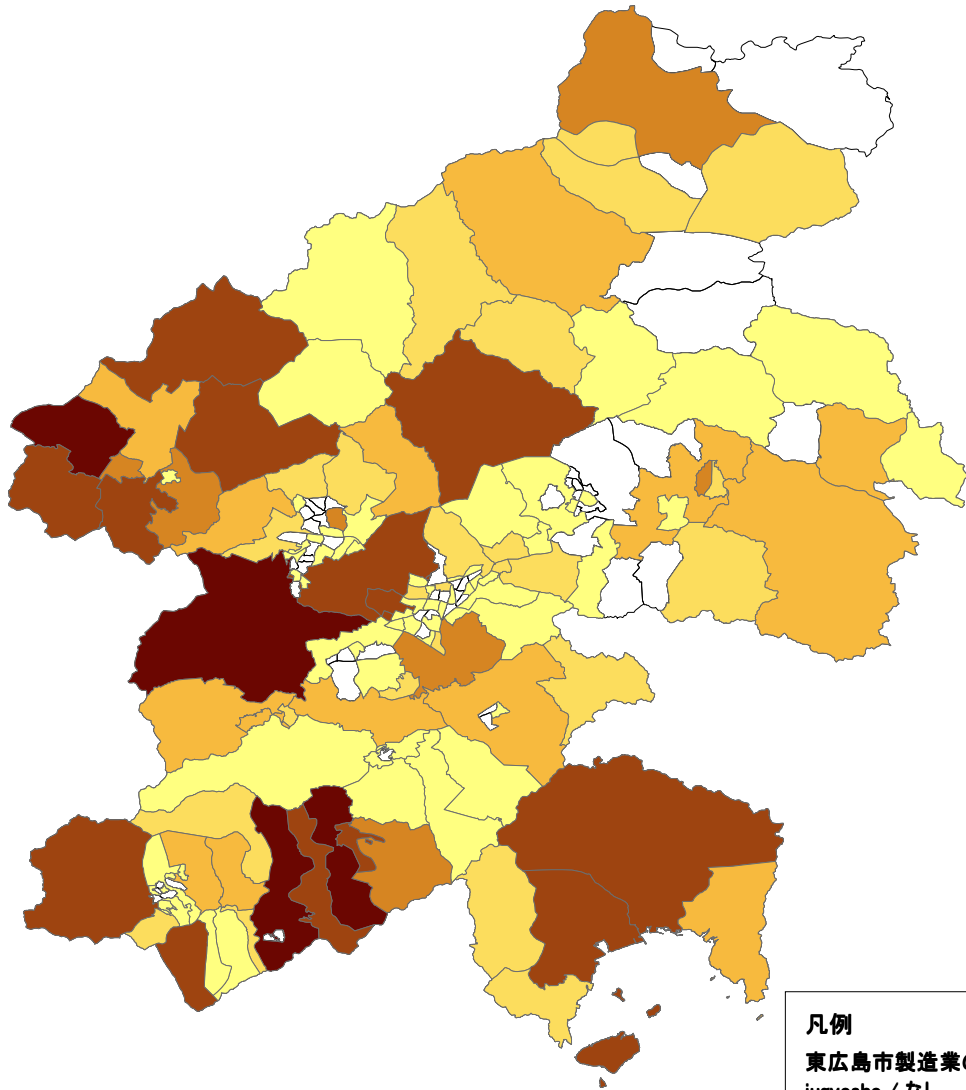
図-19 東広島市(2009年)事業所の分布



出典：東広島市世帯数・人口統計表(2009年) 筆者作成

図-20 東広島市(2009年)製造業の分布

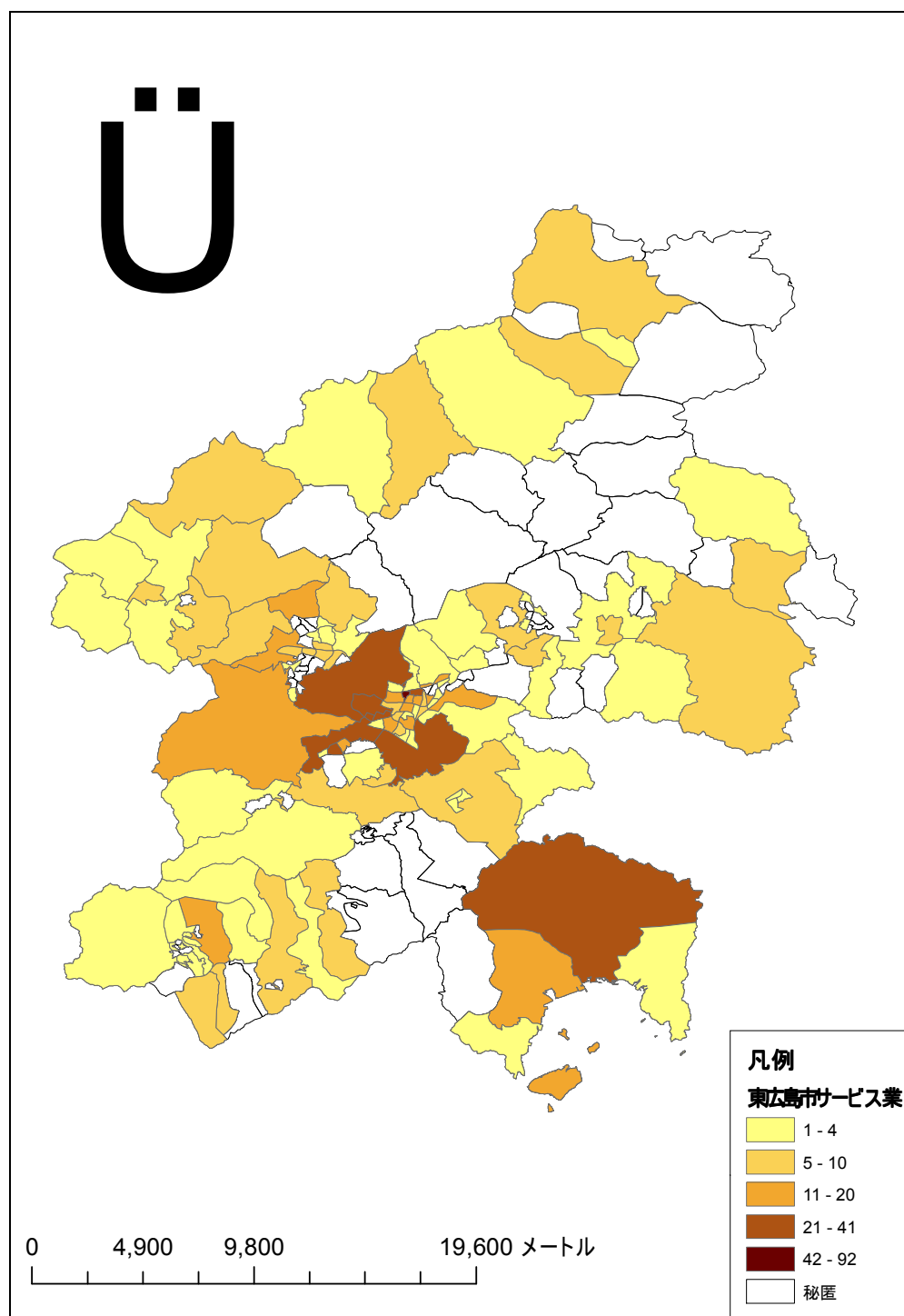
Ü



0 4,850 9,700 19,400 メートル

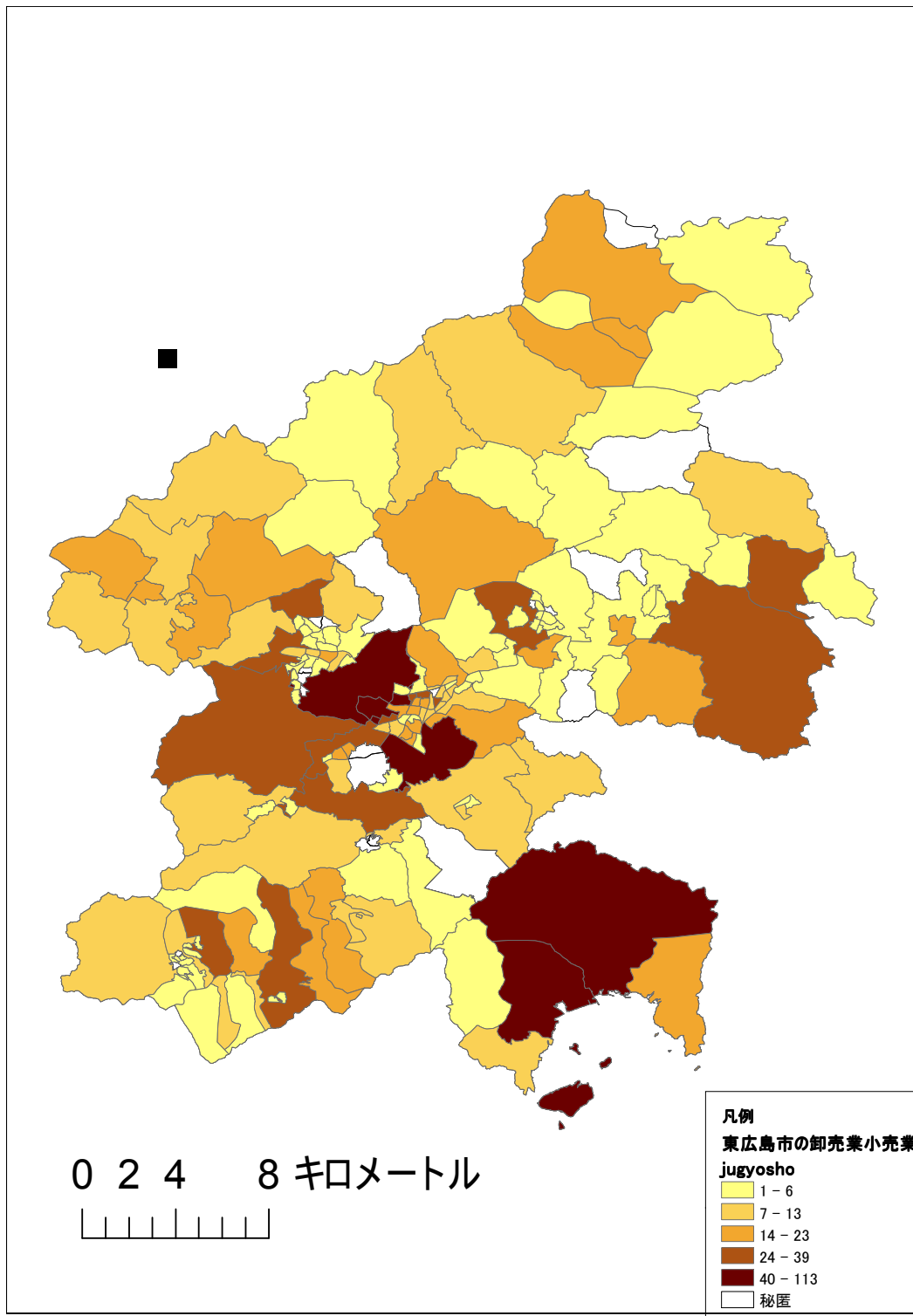
出典：東広島市世帯数・人口統計表(2009年) 筆者作成

図-21 東広島市(2009年)サービス業分布



出典：東広島市世帯数・人口統計表(2009年) 筆者作成

図-22 東広島市(2009年)卸売・小売業分布

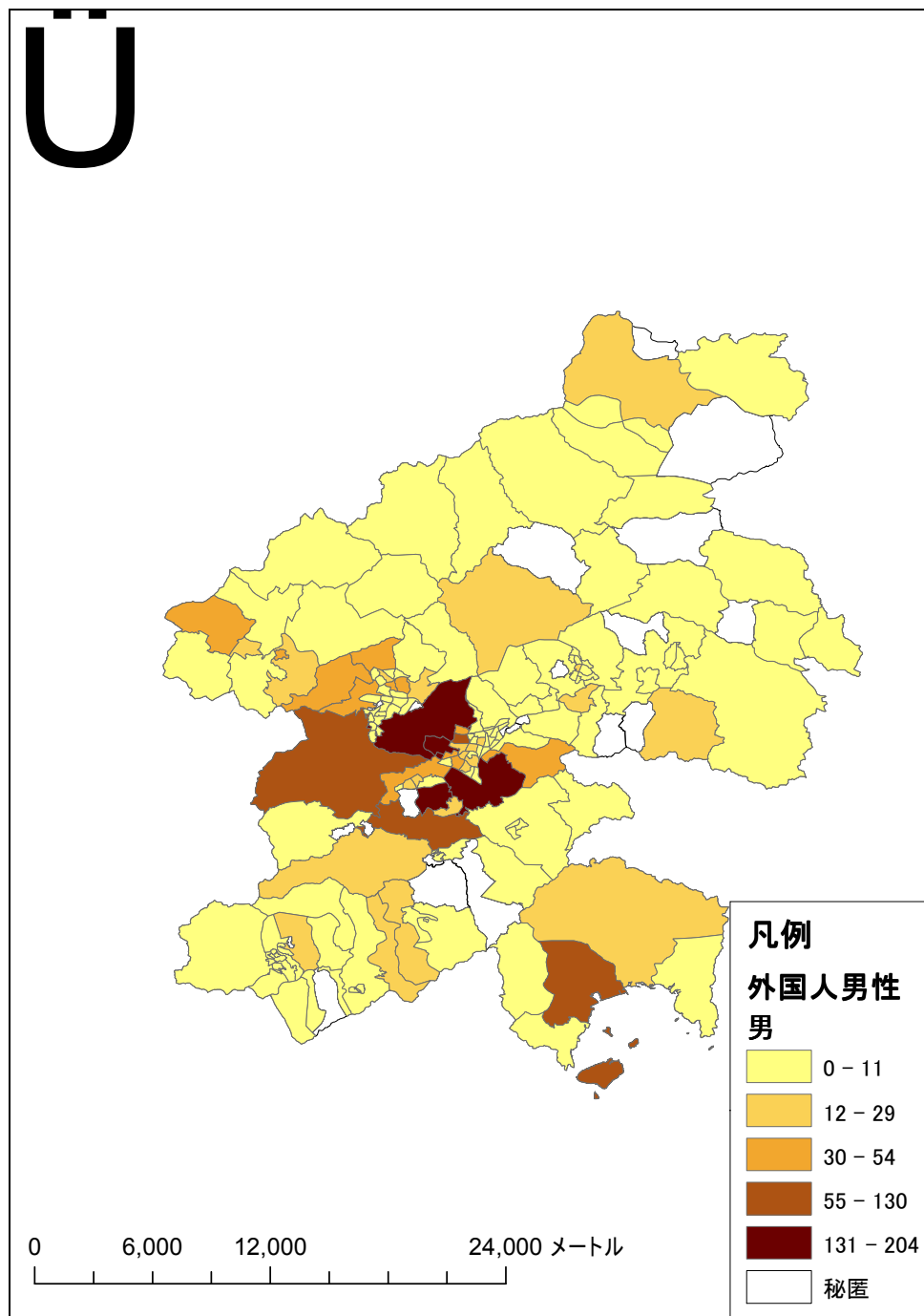


出典：東広島市世帯数・人口統計表(2009年) 筆者作成

図-17~図-22 を見ると、東広島市の外国人の分布と東広島市のサービス業,卸売・小売業, 製造業などの事業所の分布図を比べ,外国人分布のパターンは製造業の分布パターンに近い

と言える。つまり,外国人の住居動向と製造業の関係が深いといえる。外国人は製造業の事業所所在地の周辺に集中していることが明らかになった。

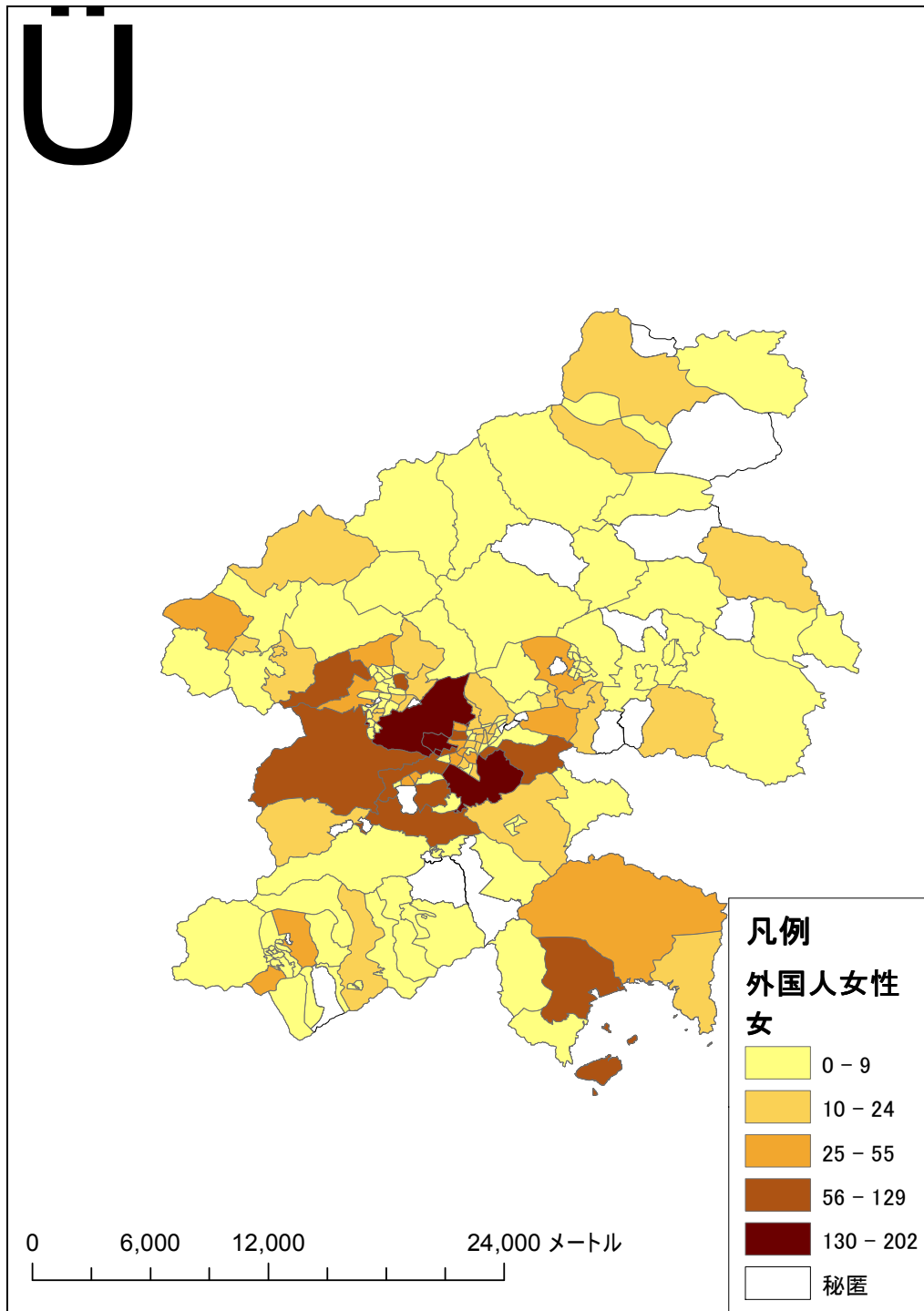
図-23 東広島市(2009年)外国人男性の分布



出典：東広島市世帯数・人口統計表(2009年) 筆者作成

図-24 東広島市(2009年)外国人女性の分布

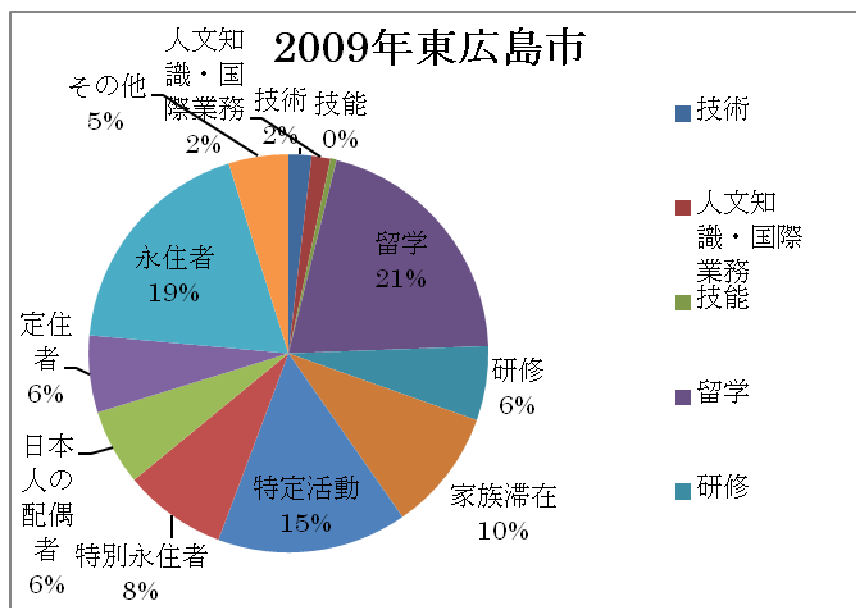
U



出典：東広島市世帯数・人口統計表(2009年) 筆者作成

図-23 と図-24 をみると、黒瀬町兼沢では男性が 0 人、女性は 37 人いる。外国人の人数は地域によって男女数の格差があることがわかる。

図-25 東広島市(2009年)外国人の在留資格別



東広島市 在留資格別人員調査表(2009年)筆者作成

図-25 に示すように、2009年現在、東広島市では留学生、特定活動、家族滞在などの比率が高い。永住、特別永住と日本人配偶者の比率は比較的少ないことが指摘できる。図III-25を見ると、永住者、特定永住者と定住者の数は、外国人全体の半分以上を占めている。東広島市の永住者、定住者などの身分在留資格者が比較的少なく、留学、家族滞在、特定活動などの在留資格の外国人が多い。外国人在留資格の種類は各々均衡していることがわかる。

国籍別から見ると、東広島市では中国人が一番多く(2397人)、全外国人のうち53%を占めている。次いで韓国人(503人)が11%を占めている。全国と比べると、東広島市における韓国人の割合は少ない。フィリピン人、ブラジル人が多いことが分かる。東広島市には留学生が多く、中国人留学生が圧倒的な割合を占めている。東広島市における外国人の分布の分析から、留学生の中には、学生寮と外国人寮を利用する人が多いことが分かる。そして、他の地域と同じく、多くの外国人は工場に近い地区に居住している。

表-2 東広島市(2009年)各年齢層の外国人人数統計

年齢	男	女	計
0代	183	176	359
10代	124	131	255
20代	876	1069	1945
30代	622	624	1264
40代	188	225	413

50代	119	120	239
60代	83	74	157
年齢	男	女	計
70代	24	16	40
80代	3	16	19
90代	1	3	4
100代以上	0	0	0

東広島市 年齢・男女別人口（2009年12月末）作成

表-2 に示すように、男女別の人数をみると、女性は男性より多く、特に 20 代の女性（1069 人）が非常に多い。また、年齢層の構成から見ると、10 代の外国人数は 255 人である、0 代より 104 人が少ない。特に、6 歳から 18 歳の外国人の人数が少ない。これは多くの外国人の子どもは乳児期と幼児期の時、両親は彼らの子どもを世話するため、子どもと一緒に日本で暮らす。子どもは小学校に上がる時、帰国して自国で教育を受ける推測される。

広島県の研修生数が多い（全国 2 位）が、東広島市の研修生数は相対的に少ない。職種分類別から見ると、広島県の繊維・服業が少ないことが分かる。また産業構造による外国人の国籍別の人数が違うことが指摘できる。この点に関しては、東広島市の産業構造のさらなる分析が必要である。

表-2 を見ると、東広島市には留学生（2009年12月）が 964 人いる。うち広島大学（2009年12月現在、東広島市以外の居住含む）には外国人留学生（72 地域）1106 人がいる。東広島市の留学生はほぼ広島大学に在籍していると考えられる。広島地域留学生団体育成支援協議会調べ（2010（平成 22）年 5 月 1 日）によると広島県の留学生の 88.8% は私費留学生である。また国籍別でみた場合、中国人留学生一番多く、1987 人おり、全体の 72% を占めている。次いで、韓国人、ベトナム人の順である。

「広島県内留学生の推移」によると、平成 18 年には広島県内に留学生が 2050 人いる。留学生数は平成 22 年には 2759 人まで増加した。うち私費の留学生は 1777 人から 2450 人まで増加したが、国費、外国政府（経費形態）の留学生の数あまり変わっていない。広島経済共友会・地域経済委員会『2006 年度（平成 18 年度）調査研究レポート—広島県における外国人労働力の活用のありかた』で「2004 年度に卒業（修了）した全国の留学生総数は 28,903 人、約 20% が日本国内で就職した。また、卒業（修了）後に国内企業等へ就職する外国人留学生等ならびに卒業（修了）後広島県に所在する企業等へ就職する外国人留学生等はいずれも徐々に増加している。2005 年広島県の外国人留学生数の全国シェアが約 16% である出に対し、国内企業等へ就職した留学生等に占める県企業等へ就職した留学生等は 13% とほぼ近い数値となっている。」と述べた。広島県における県企業へ就職した留学生数がまだ少ないと分かった。

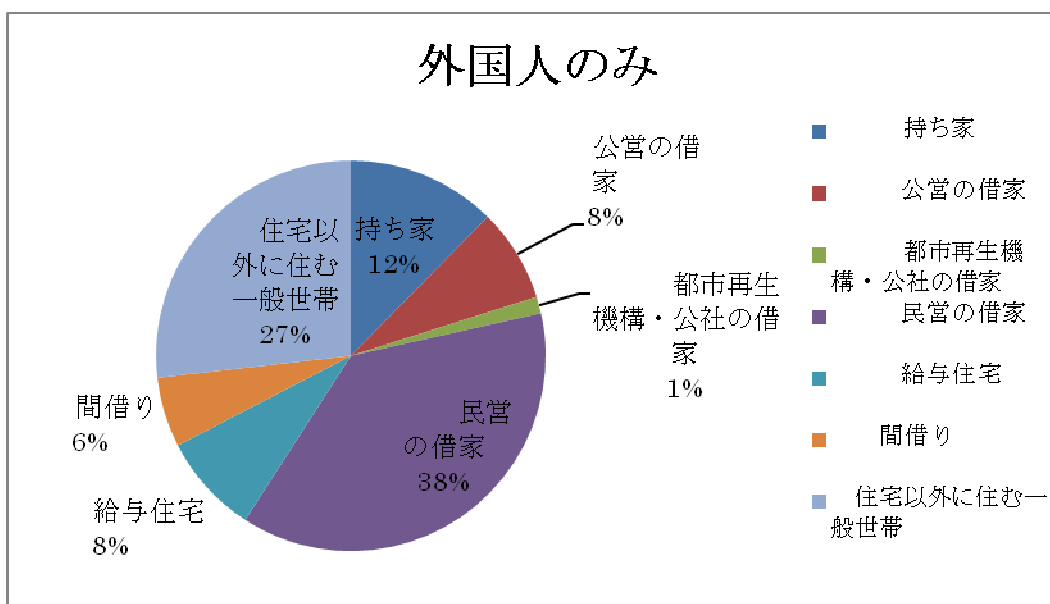
企業側は生産のグローバル化に対応するため大手企業を中心に外国人留学生採用の動きが活発になってきた。国人留学生が日本にとって高度人材の供給源としての可能性を持つ

ている。しかしながら、多くに留学生が卒業後の日本で就職を希望しているのに、日本で就職ができる留学生はごくわずかとなっているようである。今後も大学と企業が情報交換密にするなど連携強化に向けて取り組む必要があると考えられる。

3. 広島県における外国人の居住形態

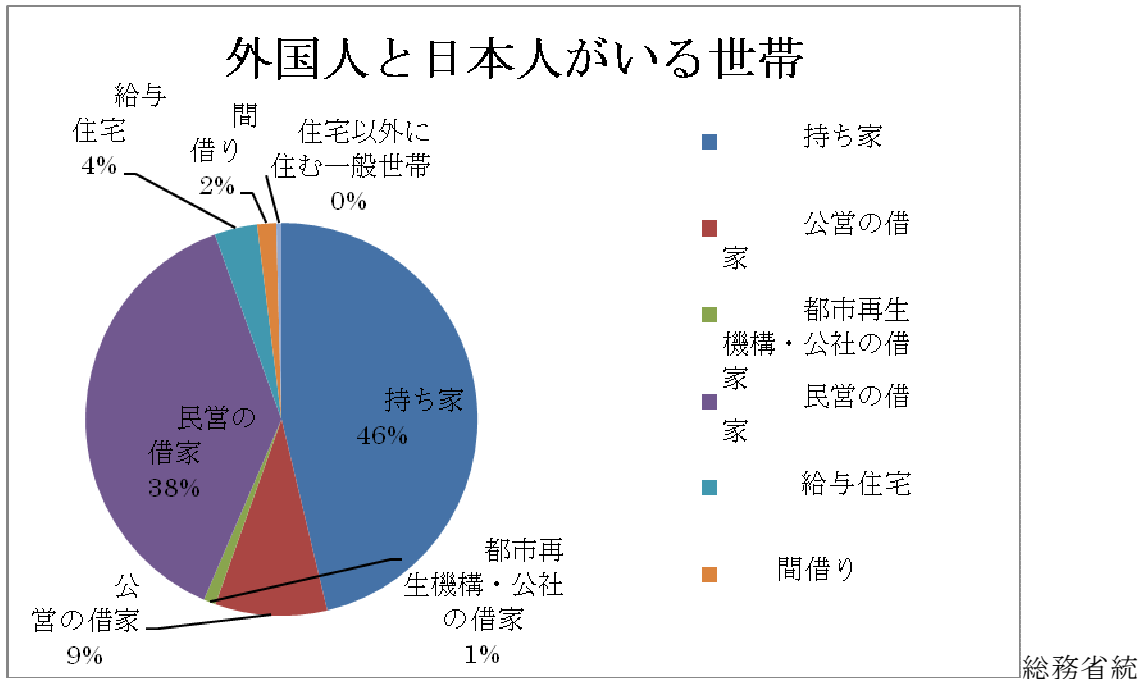
上述通り、広島県の外国人労働者の分布と就労の産業が明らかになった。外国人労働者の実態を把握するために、外国人労働者の労働だけではなく、生活面にも把握する必要がある。本節では、住宅の面から外国人の実態を把握する。

図-26・広島県（2010年）「外国人のみ」世帯の居住形態



総務省統計局・平成22年国勢調査人口等基本集計・筆者作成

図-27・広島県（2010年）「外国人と日本人がいる世帯」の居住形態

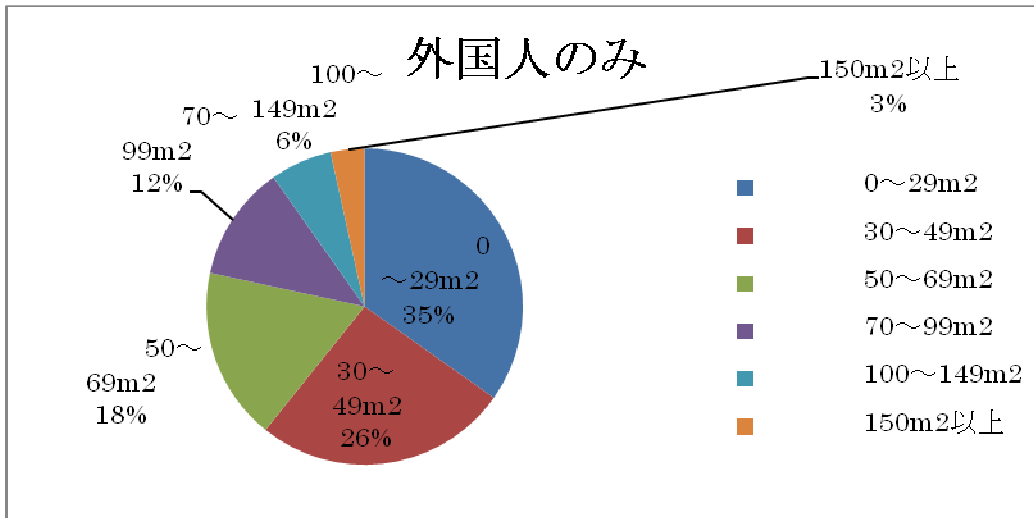


計局・平成 22 年国勢調査人口等基本集計 筆者作成

注：図 1 と図 2 は外国人のいる一般世帯,住居の種類・住宅の所有の関係「不詳」を含む

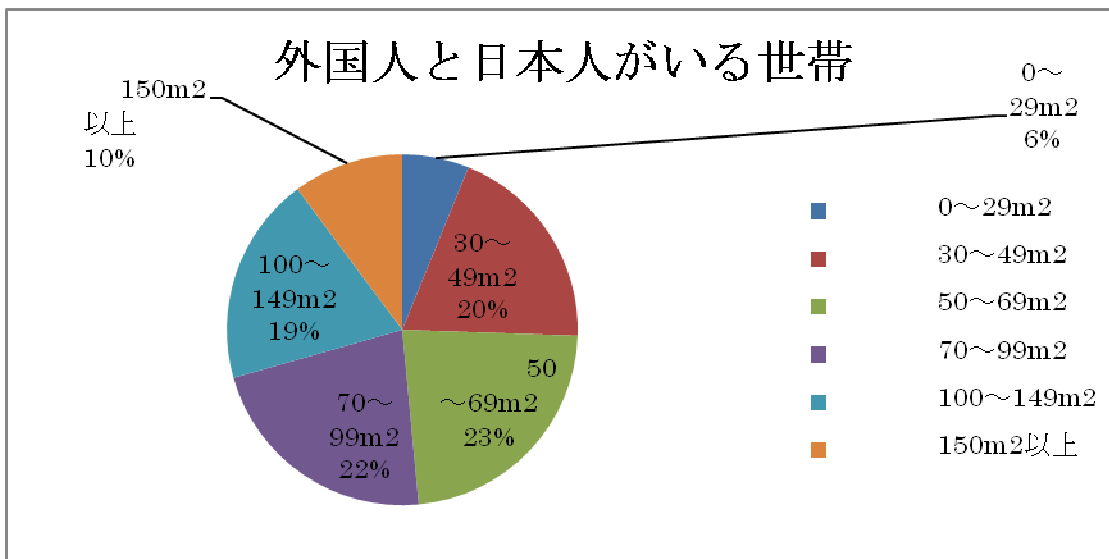
総務省統計局・平成 22 年国勢調査人口等基本集計によると広島県の外国人のいる一般世帯(住居の種類・住宅の所有の関係「不詳」を含む)は 23,030 世帯である。中には外国人のみの世帯は 73%(16,802 世帯)を占めて,外国人と日本人がいる世帯は 27%(6,221 世帯)を占めている。広島県の外国人のいる世帯ほとんどは「外国人のみの世帯」である。第三章の分析通り,広島県における「日本人の配偶者」数は比較的に少ないことが分かる。「外国人のみの世帯」の中で「民営の借家」は 38%で第一位となっている。「住宅以外に住む一般世帯」は 27%で「外国人のみの世帯」に次いで第二位を占めている。「持ち家」の世帯は全世帯中 12%ほどしか占めてない。一方,「外国人と日本人がいる世帯」の中で「持ち家」世帯は 46%を占めて非常に高いと分かる。「外国人のみ」の世帯の中で,短期滞在者が多いと考えられる。「外国人と日本人がいる世帯」中で日本人配偶者,オールドカマーなどの身分に基づく在留資格の外国人が多いと考えられる。

図-28・広島県(2010年)「外国人のみ」世帯の住宅面積



総務省統計局・平成22年国勢調査人口等基本集計 筆者作成

図-29・広島県（2010年）「外国人と日本人がいる世帯」の住宅面積



総務省統計局・平成22年国勢調査人口等基本集計 筆者作成

(注：住宅に住む一般世帯 延べ面積「不詳」を含む。)

表-3 外国人の住宅状況

面積	外国人と日本人がいる世帯	外国人のみ世帯
0~29m ²	381	4278
30~49m ²	1201	3194
50~69m ²	1423	2171
70~99m ²	1367	1451
100~149m ²	1191	776
150m ² 以上	631	426

総務省統計局・平成 22 年国勢調査人口等基本集計 筆者作成

次に、住宅面積からみると、「外国人と日本人がいる世帯」の中で、住宅面積は「0～29m²」の世帯数は全体の 6%を占めて、非常に少ない。一方「外国人のみの世帯」は「0～29m²」の世帯数は全体の 35%で一位となっている。そして、住宅面積は 70 m²以上の世帯をみると「外国人と日本人がいる世帯」は 57%と過半になった。住宅面積は 70 m²以上の「外国人のみ世帯」わずか 21%しかない。以上の統計データから見ると、「外国人と日本人がいる世帯」の居住状況は「外国人のみの世帯」より良いと分かる。

Ⅲ、東広島市における外国人女性労働者の実態

～アンケート調査から

1、調査の目的と方法

外国人女性労働の特徴を把握するため、第二章では外国人女性労働率について分析した。外国人女性労働は日本人女性労働と同じように、ライフスタイルはM字型を呈している点に特徴があることが分かった。しかしながら、外国人労働者の特徴を把握するためには、外国人女性労働と生活の実態の関係性についても分析する必要があると考えた。また、外国人女性が居住、就業する地域によって女性労働の環境に特徴が現われるのではないだろうかと考えた。

上記の疑問点を解決するために、都道府県別の統計データの活用を試みたが、外国人女性労働について実証分析できるミクروسケールの統計資料は存在していなかった。そこで、外国人女性労働と生活の実態を明らかにするために、東広島市で働く外国人女性にアンケート調査を行い、データを集めることにした。さらに、外国人女性労働者の現状とその現状が生じた原因を解明するため、アンケート回答者の外国人女性労働者15人を対象として、インタビュー調査を行った。この調査結果をもとにして、外国人女性労働者と日本人女性労働者を対象に、労働現状と労働特徴について比較的的分析する。その上で、外国人女性労働の特徴を解明していく。

またアンケート・インタビュー調査は以下のように実施した。

●アンケート調査の調査対象, 調査方法, 期間, 回収率

①調査の対象

東広島市で働いている外国人女性を調査対象とした。

②調査場所・方法

ア.伊丹電機工場で働いている外国人女性労働者に調査票を配り,記入を依頼した。

イ.筆者の知り合いの紹介を通して留学生宿舍や県営住宅などの外国人が集住する場所を訪問し,一人ずつに質問して,回答を筆者が記入する。

ウ.韓国の料理屋,中華業務店などの店を利用するかわりに,店員にアンケートを記入してもらう。

③調査期間

第一回 2010年11月から2011年1月までの3ヶ月間

第二回 2011年2月から2011年5月までの3ヶ月間

④回収率

上記時間に合計200票を配布し,このうち回収票87人からの回答を得ることができた。

87 人の中に、5 人はほとんど無回答であったため分析不能であったため分析対象から除外した。この結果、有効回収は 82 票となった。有効回収率 41%である。

⑤アンケート調査の内容

内容については、巻末の調査シート参照のこと。

インタビュー調査の調査対象、調査方法、期間

①インタビュー調査の対象

東広島市で働く外国人女性労働者に 15 人に及び日本人の工場管理職 1 人にインタビュー調査を実施した。

②調査方法

インタビュー調査にあたって、一人 30 分から 60 分の聞き取り調査を行った。また、自営業者の外国人の協力をもらうため、その店を利用した。利用した後に店で店員(自営業者)に質問した。インタビュー調査の内容はアンケート調査の内容を基に、外国人女性のキャリアについて質問する。

③調査期間

調査期間は 2011 年 8 月から 2011 年 11 月まで 4 カ月である。

④インタビュー調査の内容

インタビューで聞いた質問項目については、巻末に掲載した。

2. 調査結果

東広島市で有数の S 社は従業員数 200 人以上の大企業である。長年は外国人を雇用する S 社に調査を行った。その調査は二つである。一つは S 社の部長さんにインタビューを行った。もう一つは外国人女性労働者についてアンケート調査を行う。電機工場 S 社電機工場の部長のインタビューでは、S 社は注文量の変動により、大量の外国人非正規労働者と少量の外国人正規労働者を採用していると述べていた。雇用された外国人正規社員の全員は既婚女性である。そして、彼女たちは活動に制限のない在留資格¹²を持っている特徴がある。外国人女性正規社員の仕事内容を見ると、全員は製造業現場で働いている。彼女たち全員は各作業現場で繰り返すだけの単純労働をしている。

S 社は部門によって、外国人が国籍の構成が異なる。携帯電話生産部は正社員と中国留学生¹³ アルバイトによって構成されていた。担当者を除いて正社員は全員女性である。女性正社員の国籍別から見ると、日本人、中国とフィリピンで構成される。正社員のうち日本人が半分以上を占めている。日本人正社員は主に 20 頃の若年齢層と 40 歳以上の中年年齢層女性に構成されている。30 代の日本人女性はほとんどいないことが分かった。若年齢層の日

本人女性は高卒の学歴が多い。

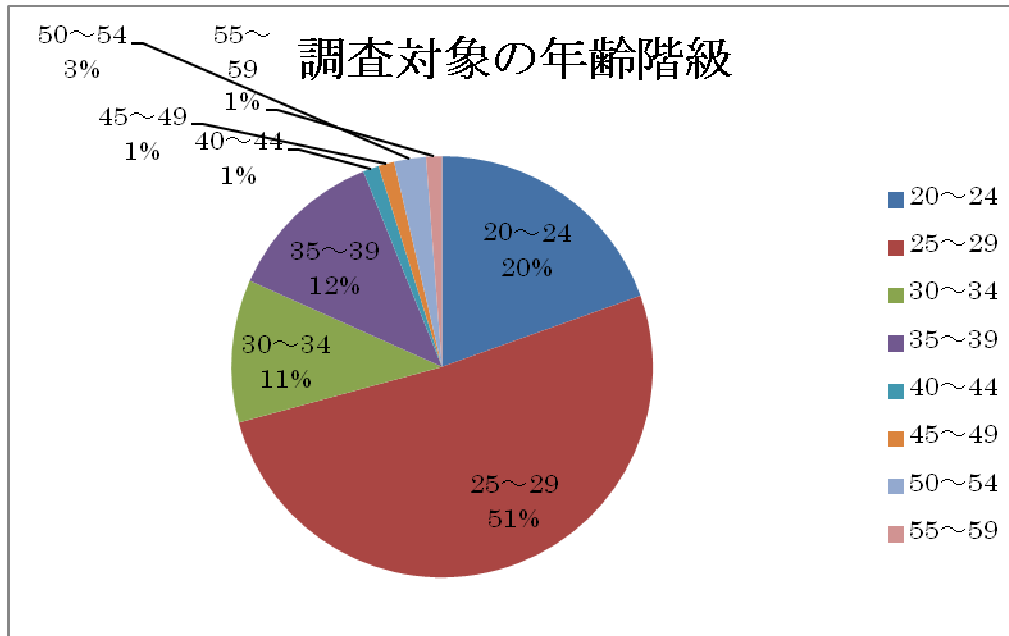
フィリピン人と中国人の正規社員は日本語能力(特に日本語の会話能力)が高いことが分かる。正規社員は朝 8 時半から夜 17 時半まで 8 時間に働き, 学生アルバイトは 17 時半から仕事をする。正社員と学生アルバイトでは仕事量が異なるため, 勤務時間に差が生じている。非正規労働者は仕事量によって日々の勤務時間が異なり, 仕事の量が少ない時は約 4 時間, 仕事の量が多い時は 8 時間以上働いている状況にある。

国立大学は留学生の経済状況によって授業料が免除できる制度がある。長時間労働では成績面で不利となり授業料の免除が難しくなるため, 国立大学の留学生は, 労働時間を減らし, 年収を抑える傾向にある。そして, 国民年金には「第 3 号被保険者制度」というものがあり, このカテゴリーに属する方は, 既婚した女性は年収が 130 万円を超えないと, 国民年金の保険料は払わなくても良いこととされている。この第 3 号被保険者については, 保険料を払わなくても, 保険料を納付したものとされる, いってみれば「優遇制度」となるわけである。そして夫も 38 万円の配偶免除を貰うことができる¹⁴(『当代日本女性労働就業研究』趙敬中国社会科学出版社 P.179)。さらに, 年収が 130 万円を超えると税金が増え, また夫の扶養からはずれるため個人で国民健康保険料を払っていく必要がある。そこで, 日本人女性と同じ, 既婚の外国人女性労働者は外国人留学生と同様に年収を 130 万円以内に抑える傾向がある。

携帯電話生産部門は主に日本人, 中国人, フィリピン人で構成されている。一方, 自動車部門は主にブラジル人やペルー人で構成されている。日本人も外国人も同じ給料であるが, 労働内容と労働条件に差が生じている。日本人労働者と外国人正規社員は昼に働き, 外国人非正規労働者は夜に働いている。生産数量の変動に対処するために大量の非正規労働者が必要となる。このような勤務シフトとなっている理由は, 正規労働者が深夜勤務を行うと深夜残業手当が高いため, 費用削減のため大量の外国人非正規労働者を雇用しているためである。

回答者(全 82 名)の年齢別構成については, 図〇に示すようになる。20 代の回答者が一番多く, 全体の 7 割以上(58 人)を占めている。特に 20 代後半は 42 人, 半分以上(51%)をしめている。このように若年層に偏っているのは, 上記のような勤務シフトとなっている調査対象の工場の特異性である。

図-30 調査対象の年齢階級



アンケート調査による・筆者作成

表 4 調査対象の年齢階級

本人の年齢階級	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	総計
就学	5	7							12
留学	11	29	2	4					46
		3				1			4
永住		2	2	3			2	1	10
その他		1	4	3	1				9
空白			1						1
総計	16	42	9	10	1	1	2	1	82

アンケート調査による・筆者作成

在留資格別から見ると、回答者は留学生の比率が高いことがわかる。その原因について2点あげられる。1つは東広島市に留学生数が多いことであげられる。東広島市(2009)の外国人登録数は4,695人であり、うち留学生数と就学生数は992人と、外国人登録数の21%を占めていることである。2つの原因は、調査対象としてのS社は大量の留学生を雇用していることであげられる。

また、年齢層によって、職種も違うことがわかる。多くの外国人(外国人女性も)は製造業に従事していると言われるが、アンケートの結果によると、外国人女性の労働状態あるいは外国人女性の仕事選択は年齢と関係が深いことわかった。

表IV-1によると20代前半では、サービス業に従事する人の比率が一番高く、2つ以上の仕事についていないことが分かる。20代後半では製造業で働いている女性が最も多く、42人うち半数以上の24人が製造業で働いている。そして、複数業種(2つ以上の仕事に従事)

を選択する人が多い。複数の仕事をしている回答者の在留資格は、全員は留学生であることが表IV-1 からわかる。つまり、一部の外国人留学生が複数のアルバイトをしていると分かる。

30代前半は製造業に従事している人の比率が最も高いが、30代後半から「その他」という選択肢を選択する人が多くなっている。40代以降の労働者数は少なく、ほぼ自営業であると回答をしている。販売職をしている人の比率も他の年齢層より高い。40代以降の回答者数が少なくなため、外国人女性は40代以降、製造業で働いている人が少なくなるという結論付けは難しいが、外国人女性はほぼ非正規労働者なので、年齢の増加に伴い、工場等の職場を退職して自営業に就く可能性が高いと考えられる。

表5 年齢と業種の関係

本人の年齢階級	現在担当している主な職務	集計
20～24	専門・技術職（医師・教員など）	1
	サービス職（介護サービス・接客など）	7
	製造業	4
	その他	4
25～29	事務職（官公庁・企業等の一般事務）	4
	販売職（企業、外交員など）	1
	サービス職（介護サービス・接客など）	7
	サービス職（介護サービス・接客など） と製造業	3
	運輸・通信職	1
	製造業	21
30～34	その他	4
	サービス職（介護サービス・接客など） とその他	1
	製造業	7
	その他	1
35～39	未回答	1
	サービス職（介護サービス・接客など）	1
	保安職（警官・警備員など）	1
40～44	製造業	3
	その他	5

40～44	販売職（企業, 外交員など）	1
45～49	管理職とその	1
50～54	販売職（企業, 外交員など）	1
	その	1
55～59	サービス職（介護サービス・接客など）	1
総計		82

アンケート調査による・筆者作成

結論 2 非正規労働者が多いことが明らかになった。

調査の結果：

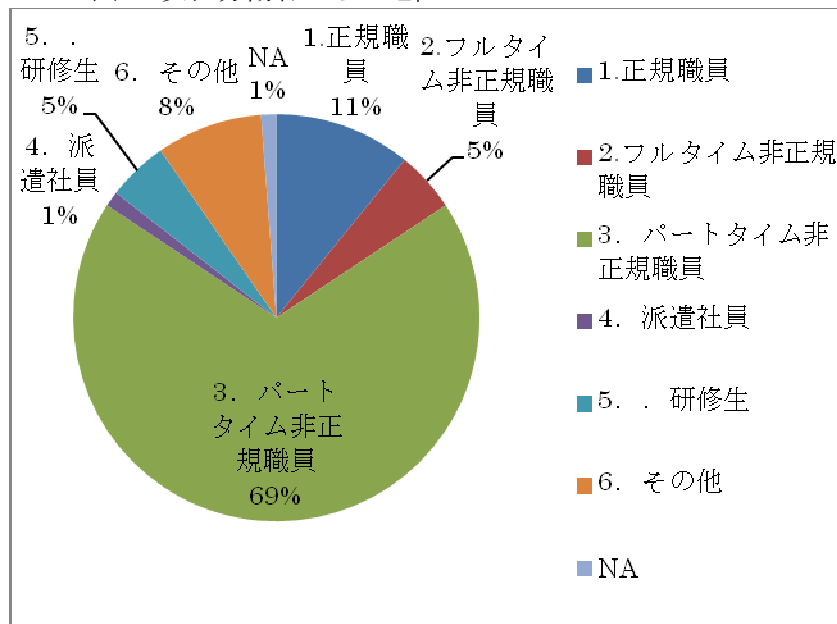
表 6 女性労働者たちの地位

地位	集計
1. 正規職員	9
2. フルタイム非正規職員	4
3. パートタイム非正規職員	57
4. 派遣社員	1
5. 研修生	4
6. その他	7
未回答	1
総計	83

アンケート調査による・筆者作成

(注：一人は二つの仕事をしているので複数を選択した。3と6)

図 31 女性労働者たちの地位



アンケート調査

回答者の 69%はパートタイムであり、正規職員は 11% しかいないことが図()から読み取れる。留学生などの外国人の労働はビザによって制限されているため、短時間のパートタイムでしか働けないという状況にある。ビザの資格によって、外国人労働者の労働を制限されていると言える。

表 7 正社員の年齢層

本人の年齢階級	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	総計
正規社員数		3	1	4		1			9

アンケート調査による・筆者作成

表 7 の正社員の年齢層を見ると、20 代前半の正規社員数は 0 人に対して、20 代後半の正規社員数は 3 人、30 代後半は 4 人と比較的多い。20 代前半の外国人女性の在留資格を推測すると、20 代前半の外国人女性は留学、興行、技能実習と定住者などの在留資格が多いと考えられる。

外国人の正規労働について、20 代後半の外国人女性のほとんどは大学を卒業して一定の日本語能力を身に付けているため、正社員になる可能性が高くなると考えられる。20 代前半の外国人女性労働者においては、学歴が低く、また日本語能力が低いいため、正社員になりにくいと推測できる。また、正社員の職務種類から分析すると、20 代後半の 3 人は事務職と管

理職を担当している。しかしながら、30代後半の正規社員の全員は工場で単純労働に従事している。聞き取りによって、30代後半の正社員者は（注：定住者、日本人の配偶者などの在留資格）日本人配偶者などの身分で日本に滞在していることがわかった。また日本語能力が高く、子供がいて、夫の収入が高いという特徴がある。

外国人女性労働者の就業と日本語能力には関係性があると考えられる。この推測を検証するために外国人女性の日本語能力について分析を試みた。

表8 国籍別から日本語の会話能力を見る

本人の国籍	自由に会話できる	時々困るが、ほとんど大丈夫	少しできる	全くできない	合計
インド			1		1
バングラデシュ			2		2
フィリピン	1	1	1		3
ベトナム		2			2
マレーシア			1		1
ミャンマー			1		1
モンゴル		1			1
韓国	1	2			3
中国	19	38	11		68
その他					
総計	21	44	17	0	82

アンケート調査による・筆者作成

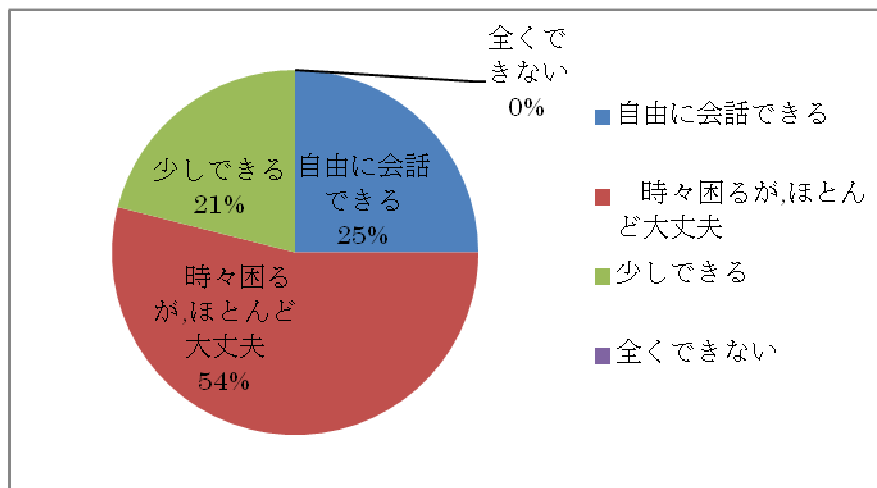
表9 国籍別から日本語の読み書き能力を見る

本人の国籍	自由に読み書きできる	時々困るが、ほとんど大丈夫	少しできる	全くできない	合計
インド			1		1
バングラデシュ			1	1	2
フィリピン			3		3
ベトナム		1	1		2
マレーシア			1		1

ミャンマー			1		1
モンゴル			1		1
韓国	1	1	1		3
中国	24	33	10	1	68
総計	25	35	20	2	82

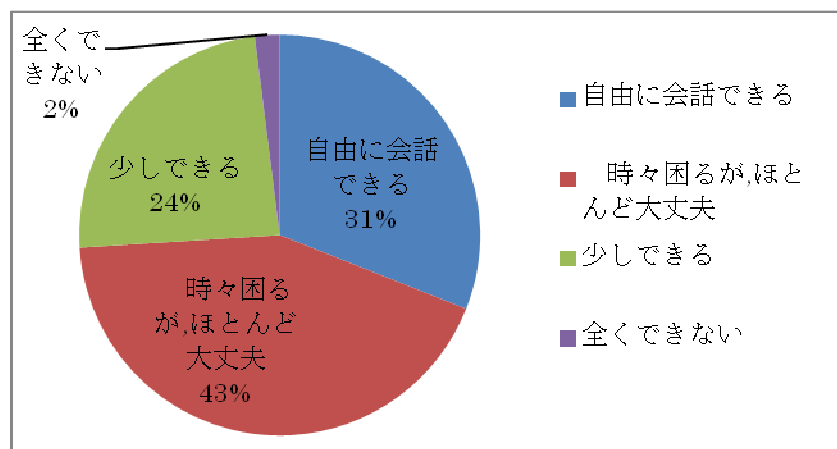
アンケート調査による・筆者作成

図 32 読みのレベル



アンケート調査による・筆者作成

図 33・書きのレベル



アンケート調査による・筆者作成

国籍別によって日本語能力が異なると分かる。中国人の日本語を書くレベルは読みのレベルより高いことがわかる。韓国人, フィリピン人などの回答者は少ないが, 中国人以外の外国人は読みのレベルは書きのレベルより高いと考えられる。前述どおり外国人の労働はビザの種類によって制限されている。

外国人女性労働の特徴を解明するために, 労働時間の要素を分析する必要がある。調査の結果によって, 非正規労働者は週 5 日, 一日 8 時間働いて人が一番多いとわかった。

表 10 労働時間数

1 日の平均労働時間	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	3 日と 1 日	3 日と 3 日	7 日と 2 日	未回答	総計
3 時間	1											1
4 時間		2	3	2	3	1	1					12
4 時間と 4 時間									1			1
5 時間		2	5	4	1		1					13
6 時間		2	2	6	1	1						12
6 時間と 15 時間								1				1
6 時間と 4 時間								1				1
7 時間			2	1	2							5
8 時間		1	4	3	11						1	20
9 時間			2		1							3
10 時間		1			1							2
11 時間							1					1
12 時間					1							1
20 時間	1											1
3 時間と 5 時間										1		1
その他(自由に)	1										6	7
総計	3	8	18	16	21	2	3	2	1	1	7	82

アンケート調査による・筆者作成

労働時間についての回答をみると, 三人は未回答, 4 人は労働時間が自由であったが, 外国人非正規女性労働者労働の時間は日本人非正規女性労働者より長いと考えられる。(佐

藤・小泉(2007)によると、日本人非正規女性労働者の平均週労働時間は 39 時間であると分かる)製造業で働いている外国人女性労働者のほとんどは、発展途上国(地域)の出身であるため、技能が未熟練で時給が低い。したがって、出身地域が貧しいからこそ低賃金でも長時間を労働していると考えられる。

外国人女性労働と学歴には何か関係性があるのだろうか。この疑問を解決するため、外国人女性労働者の業種・担当の地位と学歴について分析した。

表 11 正規労働者の学歴レベル

問1. 現在の職場での就業上の地位	正規職員人数
高校以下	2
専門学校	1
大学	3
修士	2
博士	
空白	1
総計	9

アンケート調査による・筆者作成

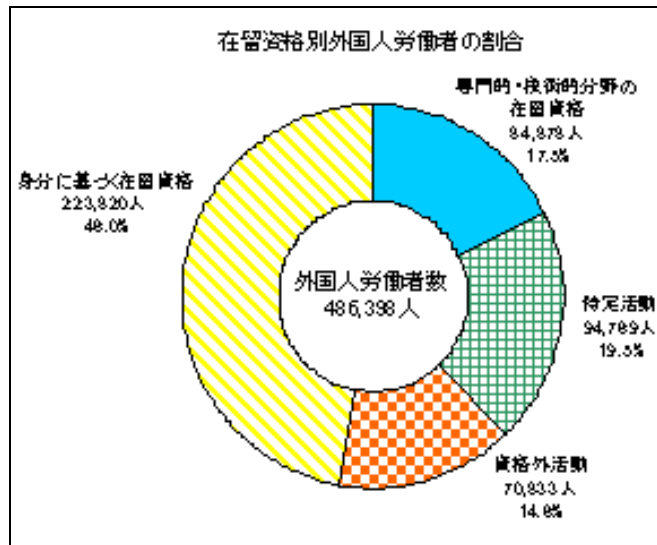
正規社員について学歴を比較して、正規社員 8 人(本来の対象は 9 人だが 1 人は未回答のため)の学歴について分析する。高校以下の学歴者は 2 人で専門学校の学歴の回答者は 1 人、大卒は 3 人、修士は 2 人である。回答者に高学歴者が多く、82 人のうち 40 人が修士学歴者であるが、修士課程修了者の正規社員は 2 人しかない状況である。

正規社員の学歴のレベルが明らかになったが外国人女性研修生などの非正規労働者の学歴水準について分析をしたい。本調査では外国人女性研修生の労働実態についての調査ができなかったが、上林(2007, p. 18)では、「中国でも高学歴化がすすんでいるために、研修生希望者の半数は高卒となっているが、日本側から採用される研修生は中卒者が多い」と指摘している。その理由は明らかにされていないが、日本で研修生となるには、学力よりも従順で自己主張が少ないと予想される低学歴の方が好まれるのであろうか。

表 11 の検討、および上林(2007)から、外国人女性の職業上の地位と学歴の高さに相関がみられないことがわかった。

では、外国人女性労働者の従事する仕事内容と学歴に何か相関がみられないだろうか。厚生労働省(2009)が発表した「外国人雇用状況の届出状況(平成 20 年 10 月末現在)について」によると、在留外国人労働者の割合は図()の示すように「専門的・技術的分野の在留資格」、 「特定活動」、 「資格外活動」、 と「身分に基づく在留資格」を含んでいる。

図 34 在留資格別外国人労働者の割合



出典：厚生労働省(2008)「外国人雇用状況の届出状況について」
をもとに作成

そこで回答者の外国人女性労働者を、三つのパターン、「専門的・技術的分野の在留資格」、
「特定活動・資格外活動」、
「身分に基づく在留資格」に区分した。

● 「専門的・技術的分野の在留資格」

彼女たちは専門職や事務職などの職業で普通のサラリーマンとして活躍している。

● 「身分に基づく在留資格」

「身分に基づく在留資格」が外国人労働者全体(486,398人)の46.0%(223,820人)を占め、外国人労働者の半分近くは身分に基づく在留資格と分かる。この区分に属する外国人女性労働者と、「専門的・技術的分野の在留資格」に属している外国人女性労働者の労働特徴には、本質的な差異がある。まず、「専門的・技術的分野の在留資格」に属する外国人女性労働者の来日の目的は「就労」である。彼女たちの家庭での責任は「日本人配偶者」のように重くない。「身分に基づく在留資格」に属する外国人女性の就業については、学歴とあまり関係はない一方で、日本語能力と関係があると先ほど述べた。S社の外国人女性労働についてのアンケート結果を集計する過程で、日本語能力の差を基準として中国人女性とフィリピン人女性を二つのグループを分けた。その上で、国籍別による正規社員と非正規社員間の差異について、年齢、学歴、日本語能力と家庭構成等の観点から正社員と非正社員間の個人条件の差異について分析を行なった。正社員についての分析結果をみると、両者の来日年数は長く、中国人女性の来日年数は5～9年となっている。フィリピン人女性の来日年数は中国人女性よりさらに長く、平均して10年以上である。また両者の日本語能力に関しては、自由に会話ができるレベルである。両者の長期の日本滞在の要因としては先ほど示した「身分に基づく在留資格」が関係している。またこの資格取得者には、「日本人の配偶者」と「定住者の配偶者」

として日本に定住している人が一番多いという特徴がある。国籍別と関係がない、製造業の外国人女性正規労働者は来日の年数は普遍的に長いと言える。それは、外国人女性の正規労働者に対して、漢字圏の外国人女性は非漢字圏の外国人女性より就職が容易だと推測できる。

また学歴について分析すると、製造業で働いている女性の中には、中国人女性の正社員は学歴が高水準であるといえる。フィリピン女性はほとんど高卒以下の学歴は一般的である。表11からわかるように、S社で働く正規社員の中には、高卒以上の人が多い。一方、フィリピン人の女性正規社員の学歴が低水準と言える。彼女たちの学歴のほとんどは高校卒以下である。

さらに、S社の外国人女性労働についてのアンケート結果を集計する際に、出身国・在留資格が同じ外国人女性労働者を正社員労働者とフルタイム労働者を二つのグループを分けた。その上で両者の相違点の分析を試みた。調査結果によると、フルタイム労働者と正規労働者の間に学歴の差はあまりないことが明らかとなった。一方、フルタイム女性労働者たちは来日年数が短く(5年以内)、日本語能力が弱いと言える。在留資格から見ると、留学生の日本語能力が高くても、ビザの制限で全員は非正規労働者として働いている。つまり、「身分に基づく在留資格」の外国人女性労働者の就労は日本語能力と関係が深く、そして、外国人労働者は在留資格ごとに細かく活動が制限されていることが明らかになった。

●「特定活動」と「資格外活動」

法務省(2011)「活動内容に応じた資料【在留資格変更許可申請】」によると、「特定活動」は、「外交官等の家事使用人、アマチュアスポーツ選手及びその家族、インターンシップ、特定研究活動、特定情報処理活動、大学卒業後の留学生の就職活動等」に該当するものに付与される在留資格である。」日本での「資格外活動」の在留者に属するものとして、留学生が圧倒的に多く、次いで滞在家族である。「特定活動」には、卒業した留学生も多いという特徴がある。ほとんどの留学生は料理屋やコンビニなどでアルバイトをしている。東広島市には料理屋が少ないため、多くの留学生は工場で働いていることがインタビュー調査によって明らかになった。

本アンケート調査では、東広島市で働く外国人女性労働者に日本の福祉と政策について質問した。驚くことに、半分以上の人は日本の福祉と政策についてと回答している。外国人女性労働者は自分の権利を行使する意識が薄いと分かった。

表 12 調査対象は日本福祉と政策についての認知度

日本の福祉と政策についての認知度	全然知らない	あまり知らない	ふつう	よく知っている	空白	総計
集計	5	43	24	8	2	82

まとめ

外国人女性労働者は非正規労働が中心であり、製造業で働いている人が多いことがわかった。また国籍ごとに日本語能力の水準、労働形態が異なっていた。来日年数が長い外国人であっても、日本政府の政策についてほとんど知らず、インタビュー調査では日本の政策に対して望むことはあまりないという回答があった。20代前半の外国人女性はサービス業に従事する人の比率が一番高く、二つの仕事をしている人がないことがわかった。20代後半の外国人女性労働者では製造業で働く人が最も多く、また二つの仕事に従事している人が多いことがわかった。30代前半では製造業に従事している人の比率が一番高く、30代後半から「その他」という選択肢を選択する人が多くなった。また40代以降の労働者数は少なく、自営業と販売職の人は他の年齢層より比率が高いといえる。今回の調査では、外国人女性は40歳以降製造業で働いている人が少なくなるという結論が得られたが、40代の回答者が少ないため、東広島市の現状を一般化するのには難しいだろう。しかし、年齢の高い外国人女性の非正規労働者なので、年をとるにつれ、工場等の職場から退いて自営業をする可能性が高いと考えられる。

3. 外国人女性労働者の差別待遇について

●日本人女性労働者と外国人女性労働者間の格差—国籍別の格差

序章で述べてように、日本人労働者と外国人労働者間に就業時間や賃金において格差が存在しているのは周知のことである。本節ではデータを利用してその格差の実態を明らかにするために以下に2点から分析を試みた。

1)産業別観点からの分析

厚生労働省(2010)の「平成22年の日本人女性労働の統計」から、日本人女性労働について以下のように述べることができる。

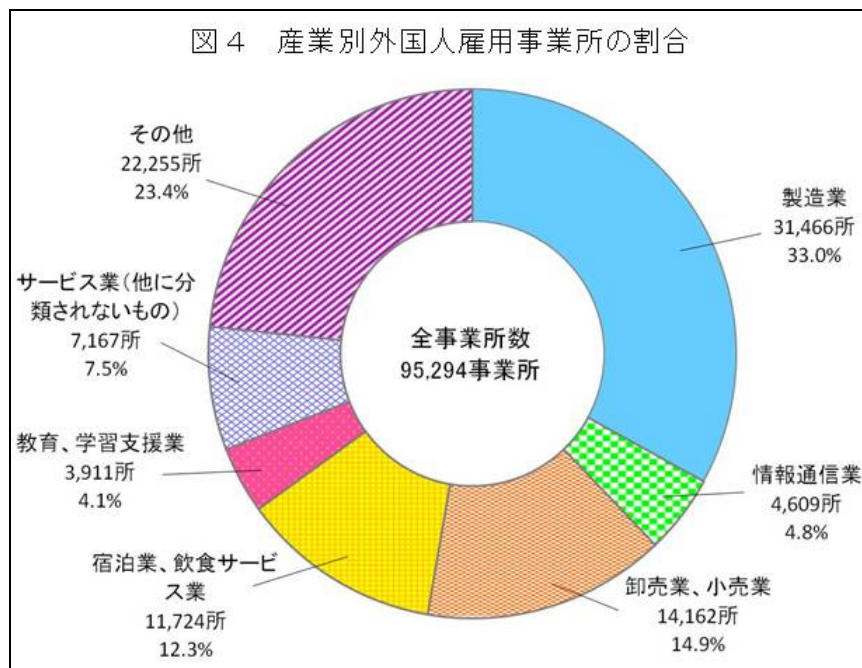
平成22年の女性労働力人口は2,768万人と前年に比べ3万人減少し、2年ぶりの減少。労働率は48.5%(男性71.6%)と前年比0.1%減少(男性は0.6%減少した)しており、また日本人女性の労働力率を年齢階級別にみると、「22～29歳」77.1%と「45～49歳」75.8%を左右のピークとし、「35～39歳」を底とするM字型カーブを描いているが、M字型の底の値は0.7ポイント上昇して、過去最高の66.2%となった。

平成22年の女性雇用者数を産業別にみると、「医療、福祉」が483万人(女性雇用者総数にしめる割合20.7%)と最も多く、次いで「卸売業、小売業」477万人(20.5%)、「製造業」292万人(12.5%)、[宿泊業、飲食サービス業]196万人(8.4%)の順となっていることが分かった。

外国人女性雇用者数についてデータがないため、外国人労働者の産業別割合から外国人女性雇用者の産業別割合を抽出する。(注：仮に外国人男女の産業別割合が同じ)。厚生労働省(2009)の「外国人雇用状況の届出状況(平成21年10月末現在)について」では、「製造業」が

38.9%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が13.2%、「宿泊業、飲食サービス業」が11.3%、「卸売業、小売業」が9.8%、「教育、学習支援業」が7.5%となっていると述べた。

図 35 産業別外国人雇用事業所の割合



出典：厚生労働省(2009)「外国人雇用状況について」をもとに作成

図 35 をみると、外国人の場合、「医療・福祉」産業で働いている人は少ないことが読み取れる。近年、フィリピン女性とインドネシアの外国人女性は日本の「医療・福祉」産業に進出したが、量的はまだ非常に少ないといえる。外国人女性の雇用者数の産業別割合をみると、「製造業」の割合は「卸売業、小売業」の割合より大きいことがわかる。

「外国人労働者の状況と不法就労」(2008)によると、2006年の「外国人雇用状況報告」の詳細な統計資料を分析すると、産業別の外国人労働者（特別永住者を除く）の割合は「製造業」が圧倒的が多い。2006年には39万人のうちの68.8%が製造業就業者であった。次に多いのが「サービス業・その他」であった。これは、「サービス業」、「情報通信」、「飲食店・宿泊業」、「医療・福祉」、「教育・学習支援事業」、「複合サービス事業」、「その他」が含まれるが、ほとんどが「サービス業」で、比率は16.5%である。3番目は「卸売・小売業」で、比率は10.3%であった。これらの3種類の雇用業種で2006年には95.7%を占めており、外国人のほとんどは、上記3種類の業種で働いているということがわかる。他の業種でも、絶対数は少ないが、2006年には2000年よりも労働者数が増えており、外国人労働者がいろんな分野で広く受け入れられていることがわかる。

2)職業別観点からの分析

厚生労働省(2011)の「平成 22 年の日本人女性労働の統計」によると、平成 22 年の女性の雇用者数を職業別にみると、「事務従事者」が 746 万人(32.0%)と最も多く、次いで「専門的・技術的職業従事者」432 万人(18.5%)、「保安職業,サービス職業従事者」404 万人(17.3%)、「販売従事者」279 万人(12.0%)の順となっている。うち女性の非正規の職員・従業員の割合は過去最高である。「正規の職員・従業員」は 46%を占め(1046 万人)、「非正規の職員・従業員」は 54%(1248 万人)を占めている。

一方,外国人女性労働者について産業別の統計データがない。本節では「平成 17 年国勢調査 第 2 次基本集計」を利用して,外国人女性の概況を推測できると考え,分析を行った。就業者総数は 358,307 人のうち「主に仕事」は 74%(263,630 人)で圧倒的に多い。「家事のほかの仕事」は 21%を占めて(76,563 人)日本人女性より低比率である。「通学のかたわら仕事」は 3%(11,715 人)と「休業」は 2%(6,399 人)で合わせて 5%しかない。外国人女性の正規従業者と非正規従業者の比率が分からないが,外国人女性労働者は「主に仕事」の割合が多いことが明らかになった。

つまり,日本人女性労働者も外国人女性労働者も非正規労働者は正規労働者より多いという状況である。しかしながら,彼女たちの間では労働性質と労働特徴に大きな差異が存在している。第二章で述べた通り,多くの日本人女性労働者は家計を支えるために働いている。彼女たちは主に「医療,福祉」と[宿泊業,飲食サービス業]の分野で働いている。「製造業」と「卸売業,小売業」で働いている日本人女性労働者の割合は低い。一方,外国人女性労働者たちが「製造業」と「サービス業」(注:宿泊業,飲食業を含んでいるサービス業)の割合は高く、「医療・福祉」業で働いている外国人はあまりないことが明らかになった。その差異が生じる原因を追究すると,製造業では機械化できない作業工程が存在することに行き着く。この工程は職場でいう 3K にあたり,日本人が就労したがらない部分である。そのため「出稼ぎ根性」で来ている外国人(とくに,中南米からの日系人)に頼らざるを得ない状況にある。外国人女性労働者は日本人女性労働者の補助的労働者として位置づけられていると言える(男性も同様である)。外国人女性労働者「出稼ぎ根性」で「主に仕事」の人が過半を占めている。特に日系南米人(ブラジル人やペルー人)の女性労働者たちは自身の収入は家計の主要来源であるため,家計の補助として働く日本人女性と労働特徴が異なっている。そして,外国人女性労働者たちは自身の日本語能力と社会の偏見などの複数の原因で外国人女性労働者が補欠者としてみなされている。経済が不景気の時,日本人女性労働者より仕事を失い易い。

●外国人労働者間の格差—性別の格差

日本では、「使用者は,労働者が女性であることを理由として,賃金について,男性と差別的取扱いをしてはならない。」(労働基準法第 4 条)としている。「同一の労働に対して賃金を差別してはならないとする原則。労働基準法は労働者の国籍・信条・身分による労働条

件の差別待遇の禁止、男女の同一賃金の原則」によって、これを表しているが、現実にはさまざまな差別が広く存在している。日本人労働者と外国人労働者の間には格差が存在している。そして、外国人労働者間には男性と女性間にも格差が存在している。インタビュー調査によると、東広島市八本松のある工場は大量の外国人非正規労働者を雇用しており、男性と女性の労働内容は大まかにみれば同じであるが、細かな作業内容が異なり、その結果、男性と女性の賃金格差が大きいという状況にある。基本時給は男性が800円、女性が700円である。残業の場合、時給の格差がさらに大きい。男性は時給が1000円、女性は875円で125円の大きい格差が存在していることが分かった。先ほども述べたが、日本人労働者と外国人労働者の間には格差が存在していることは周知の事実である。現実には、外国人は国籍・身分・性別による様々な格差が存在している。これから、在留資格の制度について再検討して身分(在留資格)による生じた格差を解消する必要があると考えられる。

IV これからの課題

本研究の成果は、外国人の動向と分布を明らかにし、外国人女性労働者の労働の特徴を解明したことである。さらに、外国人女性労働者についてアンケート調査とインタビュー調査を実施し、女性就業の特徴と、就業格差などの問題を解明した。

一方、本研究について以下の課題点がある。本調査についての研究手法に関する留意点は次の通りである。第一に、大きなウェイトを占める興行業に従事する外国人女性労働者の特徴の分析が手薄であることがあげられる。もう少しサービス業や興行業に重視をおいた分析も加えるべきではなかったと思われる。

第二に外国人女性労働者面接調査については、回答者82人のうち68人までが中国人であった。在日中国人の比率が高く、中国人以外の外国人に面接が困難でことはいうまでもないが、中国人の比率が高すぎるように感じられる。

第二に、本研究は製造業で働いている外国人女性労働者を中心に研究を行ったため、他の産業の実態を十分に捉えることはできなかったといえる。また外国人女性のホワイトカラー労働者について考察の必要もあると考えられる。これらを産業別、職業別及び国籍別に女性就業について諸問題を明らかにして課題を解決していくことが今後求められる。

あとがき

本稿作成にあたり、広島大学大学院教育学研究科の由井義通教授にはたくさんのご指導賜りました。相談に行く度に適切なアドバイスをいただくと共に、小さな疑問にも一つ一つ丁寧に応えてくださったことにとっても感謝しています。また、資料提供していただいた東広島市役所企業企画振興部企画課の皆様には御礼申し上げます。

【参考文献】

- アジア人労働者問題懇談会（編）『侵される人権・外国人労働者—日本への出稼ぎ労働者をめぐる現状と提言』（第三書館 1992）
- 伊藤泰郎・高畑幸(2008):広島県における日系外国人の居住動向と研修生・技能実習生へのシフトの兆候,現代社会学 No.9 ,155-167
- 内海由美子・澤恩嬉（2010）韓国女性なぜ日本に結婚移住するのか—山形県における聞き取り調査の結果にみるプッシュ要因—,山形大学留学生教育と研究,第2号
- 江橋崇(1990):『外国人労働者と人権—日本・タイ関係研究の現場から』法政大学出版局
- 上林千恵子(2007)：外国人研修・技能実習制度の変容，女性たちの21世紀,51,16-18.
- 「韓国における女性外国人労働者の現状と課題」『商学論集』佐野孝治 Vol.79,No.2,pp.68-92,2010/11
- 梶田孝道(1994)『外国人労働者と日本』日本放送出版協会
- 川上園子(2007)：外国人研修・技能実習制度の変容，女性たちの21世紀,51,6-12.
- 外国人雇用問題研究会(1990):『外国人雇用の実務』商事法務研究会
- 熊沢誠(2004)『女性労働と企業社会』岩波新書
- 経済企画庁総合計画局編(1989)『外国人労働者と経済社会の進路』大蔵省印刷局
- 駒井洋(1990)『外国人労働者をみる眼』明石書店
- 駒井洋(1994)『外国人労働者問題資料集成（下）自治体・大学篇』明石書店
- 駒井洋(1997)：『新来・定住外国人分かる事典』,明石書店
- 佐藤進(1992)：『外国人労働者の福祉と人権』法律文化社
- 佐藤忍（2007）：日本の外国人労働者. 香川大学経済論叢, 80-2,93-126
- 佐野孝治(2010):韓国における外国人労働者支援システム—インタビュー調査を中心に—,商学論集, Vol.79,No.3,pp.47-79.
- 三本松政之・大井智香子・朝倉美江・中尾友紀・尾里育士(2009):日本語・韓国における外国人労働者と多文化家族への生活支援, コミュニティ福祉学部紀要, 11, 43-59
- 島田晴雄(1993)『外国人労働者問題の解決策』東洋経済新報社
- 鈴木江理子(2009):『日本で働く非正規滞在者』明石書店
- 高橋幸春(1992)：『行こうか戻るか出稼ぎジャポン』講談社
- 竹信三恵子(2007):人身売買としての研修生問題,女性たちの21世紀,51,4-5
- 武石恵美子(2009)『女性の働きかた』ミネルヴァ書房
- 趙敬(2010)『当代日本女性労働就業研究』中国社会科学出版社
- 鄭雅英(2008)：韓国と日本における移住労働者受け入れ政策比較，多文化時代グローバルダイアスポラ, 249-267
- 手塚和彰・駒井洋・小野五郎・尾形隆彰(1993)『外国人労働者の就労実態』明石書店
- 日本経済調査協議会（2008）：『外国人労働者受け入れ政策の課題と方向—新しい受け入れシステムを提案する』東京技術協会

- ニー・トレンティノー(2007)：労働する主体としての移住女性，女性たちの 21 世紀,51,37-39
- 新田さやか・三本松政之(2010)：日本語・韓国の移住生活者集住地域における外国人労働者と多文化家族のための支援活動, 立教大学コミュニティ福祉学部紀要,12,61-77
- 服部祐典・肘井祐貴・平尾孝之・藤井淳・山村祐紀・綿谷拓樹 (2008)：単純労働者の受入政策, ISFJ 政策フォーラム,1-35
- 藤井禎介(2007)：日本の外国人労働者受け入れ政策—比較分析のための一試論.政策科学,14-2,45-53
- 松下奈美子 (2008)：人口減少社会に向けた外国人労働者活用の試論—外国人単純労働者受入をめぐる議論を阻む背景と要因—, 橋大学大学院社会研究科・総合政策研究室.
- 村下博(1995)『外国人労働者問題を斬る—国際人権水準の実現をめざして』部落問題研究所
- 森廣正(2002)：日本における外国人労働者問題の研究動向.大原社会問題研究所雑誌,528,1-25
- 山本繁多(1992)：『国際労働移動の経済学—外国人労働者の受入問題の基礎理論—』関西大学出版部
- 山谷哲夫(1985)：『じゃばゆきさん—アジアは女性だ—』情報センター出版局
- 労働省職業安定局外国人雇用対策課(1993)：『外国人雇用管理の最前線』日刊労働通信社
- 李節子(2004)：在日外国人女性のドメスティック・バイオレンス被害に対する社会的資源—その現状と課題, アジア女性基金, 2, 1-40